

平成19年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成19年9月18日(火曜日)
午前10時00分 開議

都市整備部長 加藤 誠 君
市立美唄病院事務局長 三谷 純一 君
消 防 長 佐藤 賢治 君
総務部総務課長 市川 厚記 君
総務部総務課総務係長 村上 孝徳 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 阿部 稔 君
教育委員会教育長 村上 忠雄 君
教育委員会教育部長 安田 昌彰 君

◎出席議員(15名)

議 長 林 国夫 君
副議長 内馬場 克康 君
1 番 吉 岡 文子 君
2 番 森 川 明 君
3 番 五 十 嵐 聡 君
4 番 高 橋 幹 夫 君
6 番 阿 部 義 一 君
7 番 長谷川 吉春 君
8 番 米 田 良 克 君
9 番 白 木 優 志 君
10番 小 関 勝 教 君
11番 土 井 敏 興 君
12番 本 郷 幸 治 君
13番 紫 藤 政 則 君
15番 谷 村 孝 一 君

選挙管理委員会委員長 熊野 宗男 君
選挙管理委員会事務局長 大道 良裕 君

農業委員会会長 佐藤 博道 君
農業委員会事務局長 山崎 一広 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君
監査事務局長 嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 井 英 昭 君
次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
副 市 長 佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長 板 東 知 文 君
市 民 部 長 岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務局長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 酒 卷 進 君
農 政 部 長 林 信 孝 君

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 吉岡文子議員
2 番 森川 明議員
を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

11 番土井敏興議員。

●11 番土井敏興議員（登壇） 平成 19 年第 3 回市議会定例会にあたり、大綱 3 点につきまして市長並びに教育長にお伺いいたします。

大綱 1 点目の行財政執行体制等についてありますが、以下 5 項目につきましてそれぞれ市長のご見解をお伺いいたします。

まず、行財政執行下における現状の認識と、また先月相次いで発表された自立推進計画及び美唄 21 世紀まちづくりプラン後期計画の見直しの考え方についてもお伺いをいたします。

次に、まちづくり評価についてありますが、市民で構成するまちづくり評価委員会の報告結果に基づき、市としての取り組み策は示されたところではありますが、評価が低かった分野についての取り組み等については、より具体的に示すべきと考えますし、またこうした市役所内部や市民を対象とした評価に加え、客観的要素を高めるため他自治体の行政指標や自立推進計画及び後期プランの重点項目の 1 つでもある「交流」というキーワードを通して、美唄市以外からの評価も是非導入すべきだと思いますがいかがでしょうか。

次に、居住施策についてありますが、美唄市も経済活動の鈍化や少子高齢化が加速する中、人口減少に歯止めがかからず、憂慮すべき事態を招いていますが、市にある移住窓口を通して交流人口の増加対策を進め、ひいては移住あるいは定住に結びつける施策の展開が望まれるところがあります。

よって、公営住宅等に市外からの移住者あるいは定住者用の枠を設定することで呼び水となりはしないか、お伺いをいたします。

次に、市政執行にあたって極めて重要な位置を占める人事等についてであります、何点かお伺いいたしたく思います。

冒頭でも申し述べましたけれども、本市が掲げる財政再建をはじめとする幾多の諸問題への対応策からも、効果的な職員の適正配置が求められるところではありますが、そこでこの数年間の配置数の推移と適正化計画の進捗状況、また今後の体制の見直しやあわせて嘱託職員や臨時職員の配置はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

市民ニーズに応えサービス低下を招かぬよう、これらのことを限られた体制で取り組んでいくことになるわけですが、そこで市長をはじめとして全職員が一体となっていわゆる危機意識を共有し、この難局を打開していくという気概を強く持つことが求められていますが、率直に実態はどうであり、それを踏まえ今後の取り組みについてお伺いをいたします。

国や他の自治体では職員給与についても地域の民間給与水準を踏まえる制度が導入されることとなり、本市はどう対応してきたのかもお尋ねをいたします。

次に、全国的に一般人をはじめ一部公務員等の酒酔い運転など悪質な交通法令違反者があとをたたず、よって道路交通法の改正がなされ、明日からこれらについては罰則強化となることから、本市においても職員の処分等については見直しをされるのかご見解をお伺いいたします。

また、処分に関わってであります、大阪や横浜などの大都市をはじめ、先日、道においても職員の学歴詐称問題が発生との報道がなされたところでありますけれども、職員の採用にあたり、本市においてはそのようなことはないと思っておりますが、その実態やまた確認についてはどうされているのか、さらには今後どのように対応されるおつもりかもお伺いをいたします。

大綱2点目は、食にかかわる安全・安心についてであります、1つ目は農畜産物、水産物の生産製造の一大拠点であり、安心・安全を機軸に全国あるいは国際競争に打ち勝ち、高橋知事を先頭に北海道ブランドの一層の定着を目指し、キャンペーンを展開しているさなか、極めて消費者の信頼を失墜する偽装あるいは表示の付け替えなど、食の安全や安心を無視するような事件が続発したことは記憶に新しいところであります、こうした事態に対する市長の認識と市内の食品製造にかかわる事業者への対応や消費者への対応はどのようにされてきたのか。また、こうしたことを受け、今後の取り組みの考え方についてお伺いをいたします。

次は、クリーン農業の推進についてであります、このテーマにつきましては、一昨年の第4回定例会において、安全性に配慮した独自の認証制度についてお尋ねをいたしました、まさに今回の一連の忌まわしい事件からもより食の安全・安心に対する消費者の関心の強まりと、改善に向けた法の整備や強化が求められており、農業を基幹産業として位置づけている本市としては、より重きを置いて払拭をしていかなければならないわけであ

り、それらに向けどのような検討をされてきたのか、それを受けどう進めていかれるおつもりかをお伺いをいたします。

次に、大綱3点目は教育行政についてであります、まず最初に市立幼稚園等の配置についてであります、近年経済的あるいは社会的要因等により著しく少子化が進み、まさに本市もその大きな渦中にあり、幼児人口の減少が将来さらに加速される懸念も大きく心配されるところであります、そうした中、家庭の経済的事情もあり、保育所等への入所希望が多いことから、ただ一部には定員割れもあるようではありますが、ことに幼稚園入園児の減少傾向が生じてきていると聞き及んでいますが、その実態はどのようなになっているのでありましょうか。

前段申し上げた幼児数の減少が今後も続くとするならば、市内の幼稚園の再編、あるいはさらに幼保一元化をも含め適正なあり方を検討すべきではないかと思うところであります。よって、今後に向けどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

次に、中学校の再配置問題についてであります、長期にわたり茶志内中学校並びに西美唄中学校の美唄中学校への20年4月の統合について協議を重ね、このほどようやく同意を得るに至ったと聞き及んでいますが、児童生徒や保護者及び地域の事情、不安材料などに対処し理解を求めてきたこと等について、今日に至るまでの経過と、また合意には達したもののまだいくつかの問題が残っているやの話もあるようではありますが、残された時間の中でどのように対応をされるのか。あわせて、慣れ親しんできた両校のそれぞれの教師

には、1人でも多く一緒に学校の配置されることで生徒や保護者も心強く感じ、切望されていることと思いますが、そうした教職員の人事についてのお考えと、同様に公務補職員の配置についてもどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、茶志内、西美唄両中学校が統合により校舎を小学校に転用すると聞いているところではありますが、それには一定の改修が必要と考えますが、その規模と時期についてお伺いもいたします。

次に、いじめ・不登校・問題行動等についてであります。子供たちを取り巻く環境は年を追うごとに複雑化し、混迷の度を増し、分野によってはその対応に窮する面も多々あるように聞き及びますが、本市におけるこれらの傾向や現状についてお伺いをいたします。

4点目の全国学力検査についてであります。本年4月24日、43年ぶりに全国約3万2,700校余で一斉に実施されたわけですが、今月中にもその結果が知らされるようではありますが、その取扱いについてと、独自の学力テストについてではありましたが、公表にかかわる開示請求について、大阪や盛岡における裁判の結果が示されていますが、こうした公表開示請求に対する考え方及び今後も全国学力テストについて参加継続の考えがあるのかも伺いいたしまして、この場からの質問を終わります。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員の質問にお答えします。

はじめに、行財政執行体制等について、行財政に関する本市の現状についてであります

が、三位一体の改革による地方交付税の削減は本市の財政に大きな影響を与え、極めて厳しい現況にあり、加えて市立病院の累積債務が深刻な状況に直面していると認識しております。

このような中、財政を立て直すためには自立推進計画を着実に実施するとともに、今後一層の行財政改革を進めるため、本年8月に自立推進計画及び美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画の見直しを行いました。

見直しに当たっては、「地方自治体の財政健全化に関する法律」の成立を踏まえ、連結実質赤字比率による再生団体指定の回避を前提とし、セーフティネットとしての市民サービスについては極力守ることを基本に、財政健全化に向けた公債費負担適正化計画の推進や歳入の確保などを中心にまとめたところであり、この自立推進計画をもとに、将来にわたり持続可能な行財政運営を目指してまいりたいと考えております。

次に、まちづくり評価についてであります。まちづくり評価は事務事業評価、施策評価とともに本市の評価システムの重要な一部を構成するものとして3年に1回実施しており、本年3月に市民で構成する評価委員会から報告書をいただいたところであります。

この評価に対して市がどのように対応していくかという考え方や方向性を本年8月にまとめ公表いたしました。特に、まちづくり評価のランクが低かった分野については、今後個別の事務事業の中で具体的に組み込んでまいりたいと考えております。

なお、まちづくり評価に対する取り組みの結果については3年ごとに検証し、公表する

こととしております。

次に、新たな評価の導入についてですが、現在全国で行政評価を導入する自治体が増えており、本市の指標と比較することは客観的な評価を行う上で有効な方法であると考えており、現在情報を収集しているところでもあります。

また、市外からの視点で評価してもらうことも1つの方法として考えられますが、今後そのようなことが可能かどうか研究してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅等を活用した移住促進についてですが、公営住宅の活用については公営住宅法の規定があり、移住者向けの住宅を別途設定することは難しいと考えております。

また、本年8月に「移住・定住推進協議会」を立ち上げ、民間の皆さんと連携して移住・定住を進めていくことといたしましたので、今後民間住宅や公営住宅の情報を提供し、移住促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、人事行政等についてですが、はじめに、病院医療職を含めた全職員配置数の過去5年間の推移は、各年4月1日現在で申し上げますと、平成15年度は正規職員が584人、嘱託職員146人、臨時職員が175人。平成16年度は正規職員が566人、嘱託職員が144人、臨時職員が174人。平成17年度は正規職員が543人、嘱託職員が134人、臨時職員が160人。平成18年度は正規職員が524人、嘱託職員が127人、臨時職員が164人。平成19年度は正規職員が505人、嘱託職員が121人、臨時職員が179人となっており、5年間で正規職員はマイナス79人、13.5%の減、嘱託職員はマイナス25人、17.1%の減、臨時職員は4人、2.3%の増となっております。

次に、定員適正化計画についてですが、平成19年6月に計画の見直しを行い、平成18年度から平成22年度までの5年間の計画期間で、病院医療職を除く職員について平成17年4月1日現在の職員数426人に対し、目標を9.15%、39人減の387人としたところであります。

進捗状況は平成19年4月1日現在の職員数は402名であり、マイナス5.6%、24名減で62%の進捗状況となっております。

今後におきましても、定員適正化計画の目標達成に向け、自立推進計画を推進し、効率的・効果的に業務を執行できる組織体制にしていくこととしております。

また、嘱託職員、臨時職員につきましては、正規職員同様に効率的・効果的に業務を執行できる職員配置に努めてまいります。

次に、職員との危機意識の共有についてでございますが、本市の厳しい財政状況、経済環境、地域医療環境などの対応について、定例朝会議や庁議、部課長会議などを通して情報の共有に努めており、全職員が危機意識をもって仕事に取り組んでおります。

今後職員とのコミュニケーションを重視し、組織の目標管理を徹底するとともに、職に意欲的に取り組むことができるよう研修の機会を充実するなど、人材の育成に努めていきたいと考えております。

次に、職員給与についてですが、国は平成18年度より地域の民間給与水準を反映させた給与構造改革を実施しており、本市においても地方公務員法による均衡の原則に

基づき、平成 19 年度から国の改革に準じた改正を行ったところでございます。

次に、飲酒運転など交通法令違反者に対する厳罰化についてであります。平成 19 年 6 月に道路交通法が改正され、罰則が強化されたことから、本市の交通法令違反等の懲戒処分の基準について、酒酔い運転は原則懲戒免職とするなど、10 月を目処に見直しを進めているところであります。

次に、職員採用における学歴詐称の実態と確認についてであります。採用試験申込にあたっては卒業証書あるいは在学証明等を提出することとしており、今後履歴書等提出時に本人に確認するとともに、学歴詐称が採用後発覚した場合については厳正に対処したいと考えております。

次に、食の安全・安心について本市の食品及び食品製造における表示等の状況についてであります。食品表示偽装や賞味期限の改ざんなどの事件は市民の食生活に与える影響が大きいものであり、看過できない問題であると受け止めております。

市といたしましては、消費者保護の観点から毎年消費者協会と共同で消費生活展を開催し、多くの市民にご参加をいただいているところであり、本年は新たに地域安全大会や市役所内にて消費生活にかかるパネル展を行うなど、市民への情報提供に積極的に取り組むことといたしました。

また、消費者協会では消費生活講座の開催や美唄消費者だよりを発行するなどして、食生活の安全に関する啓発・啓宣に努めているところであります。

市が委託している消費生活相談では、昨年

度 167 件のご相談中、食料品に関するものが 3 件ございました。

これらはいずれも北海道立消費生活センターに通知しており、センターにおいて必要に応じて事実確認や内容の公表などの措置を講じているところでございます。また、食品表示に対する相談につきましては、北海道が設置しております食品表示 110 番へご案内させていただき、違反情報や食品表示制度に関する問い合わせに対応させていただいております。

今後におきましても、消費者協会や関係行政機関等と連携しながら、情報の収集と市民への提供に努めるとともに、市内の製造業者に対しても食品の安全面に注意を促してまいりたいと考えております。

次に、クリーン農業の推進についてであります。市としましては減農薬のための畦畔のハーブ植栽や後作緑肥による土づくり、モデル簡易堆肥盤の設置などを推進しております。また、農薬によるミツバチ被害防止については、養蜂家、農協、防除組合と連携を図り、飼育場所や農薬の散布時期・時間等を調整しながら防止対策に努めてきたところでございます。

今後関係団体や農業者と十分連携を図り、クリーン農業の取り組みをより一層進めるため、北海道クリーン農業推進協議会の「イエス・クリーン」や国の「エコファーマー」を足がかりとして、独自の認証制度について検討してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、公立幼稚園等の配置の見直しについてであります。現在市内には公立、私立5つの幼稚園があり、これまでそれぞれに地域の特性や独自の特色を生かし運営を行ってきたところでございます。

幼稚園の園児の入園状況につきましては、平成19年5月1日現在、定員に対して公立3園で76%、私立2園で65%の入園率となっており、保育所につきましては、定員に対して認可保育所4カ所で111%、へき地保育所5カ所で64%の入所率となっております。

近年、少子化等による幼児数の減少が顕著となっており、公立1園を除いて各園定員割れが続いている状況にあり、今後とも幼児数の増加は期待できないということから、平成14年策定の「美唄市幼稚園教育振興計画」や、平成17年2月に示されました「美唄市自立推進計画」に基づいて、公立幼稚園配置見直し計画に着手をしているところでございます。

計画の内容といたしましては、公立と私立が混在する母町地区の中央幼稚園については、平成20年度当初で定員を70名から35名に見直した上、平成21年度末をもって閉園し、三井美唄幼稚園は、中央幼稚園の閉園後の入園児の動向を見ながら幼保一元化等も視野に入れ、配置見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、栄幼稚園につきましては、現状の運営内容で継続する予定であります。また、公立幼稚園の配置見直しにより、保護者には保育料負担増への不安が生じることと考えられますので、就園奨励費補助制度の活用についてお知らせをしながら対応をしてまいりたい

と考えているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、各園の保護者への説明を行い、地域子育て支援団体や市のホームページ等を活用して市民からのご意見も伺いながら取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、中学校の配置見直し、すなわち統合でございますけれども、このことにつきましてはこれまで茶志内及び西美唄の小・中学校保護者や地域の皆さまに「一定の人数の中で学ぶ教育環境が望ましい」という考え方によりまして、話し合いを重ねてきたところでございます。

この話し合いの中で、大きな学校へ行くことに対する不安、また通学距離が長くなることに伴う部活動の送迎の問題など、さまざまなご意見があったところですが、特に保護者の方に配置見直し後の美唄中学校での短い中学校生活で、生徒間により関係づくりができるのかという不安があり、3校の子どもたち同士の交流をどう深めていくのか、この点の整理に時間を要したところでございます。

これらの不安や意見に対し、具体的に対応可能な部分とできない部分について理解をいただくとともに、不安要素の解消を図るため、保護者、各学校、教育委員会による統合準備委員会を設置し、子ども達が安心してスムーズに合流ができるよう、具体的な取り組みを行ってきたところでございます。

このような取り組みを経て、西美唄、茶志内、両中学校区を平成20年4月美唄中学校区への編入の合意をいただいたところでございます。

しかし、合意をいただいたとは言いながら、

まだ不安を抱えている生徒、あるいは保護者がおられることから、今後においても統合準備委員会や当該校3校との連携を密にして、安心して来年4月を迎えられるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、教員の配置についてであります。一般的には中学校教諭の配置は教職員定数、教科による配置などに加え年齢層、勤務年数などを踏まえ配置されております。

今回の場合においては、統合による特別な事情を十分考慮した教員配置が行われるよう、空知教育局に働きかけを行っているところでございます。

次に、公務補職員の配置についてであります。職員の配置見直しは、他の学校や他の施設などの配置の状況を精査した上で、関係部局とも協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、現在の中学校、小学校へ転用する際の中学校の改修についてであります。中学生基準となっておりますトイレ、手洗いなどを小学生でも使いやすくするための改修について、これは新学期から着手し、1学期中に終えたいと考えているところでございます。

このことにつきましては、茶志内及び西美唄両小学校と十分協議を行いながら取り進めてまいりたいと考えております。

次に、いじめ・不登校・問題行動等についてであります。子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、規範意識の低下や倫理観の希薄化などの傾向が指摘されており、これに対応した取り組みの必要性について十分認識をしているところでございます。

本市におけるいじめの実態につきましては、

昨年度学校がいじめと認識し対応した事例が13件報告されており、平成17年度が1件の報告であったことから考えますと、いじめに対する危機感や、学校や保護者等に十分認識された結果と受け止めているところでございます。

また、不登校につきましては、平成16年度まで減少の傾向を示しましたが、それ以降は増加に転じ、昨年度は22名となり大変憂慮すべき状況であると受け止めているところでございます。

また、問題行動等につきましても昨年度28件報告されておりまして、喫煙、飲酒、万引き、深夜徘徊等、学校外における少年非行化の多様化が見られるところであります。

いずれにいたしましても、未来を担う子ども達の望ましい成長を支えていくためには、学校・家庭・地域・社会が連携を深め一体となって健全育成に向けた取り組みを推進していかなければならない、このように考えているところでございます。

次に、全国学力検査の結果公表についてであります。国から示されている基本的な考え方では調査によって得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについてはこれが一般的に公開されることになると学校間の序列化や過度な競争が生じる恐れがあることから、参加主体の協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると考えられるために、非開示情報として取扱うこととしております。

美唄市教育委員会といたしましても、この考え方に基づき対応していかなければならな

いと考えているところでございます。

また、開示請求があった場合の対応についてであります。市教委といたしましては実施要領に「市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと」という定めを前提として調査に参加したものでありますことから、調査結果の取扱いについてはこの実施要綱に基づき対応してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本調査が本市児童生徒に確かな学力を育成すること、そして本市の教育及び教育施策の成果と課題を把握するという当初の目的達成のために有効に活用できることが何よりも重要であると考えておきまして、今後公表される内容につきましては、十分精査し、次年度以降の実施につなげていきたい、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 11 番土井敏興議員。

●11 番土井敏興議員 一通りご答弁いただきましたけれども、改めて何点かお伺いをしたいと思っております。

まず、市長にお伺いをいたしますけれども、昨年3月に自立推進計画の改定を図り、行政執行における現状を踏まえてのことと思っておりますが、さらに本年8月見直しを行ったわけでありまして、財政の台所事情を思うとき、こうせざるを得ないということでありましょうけれども、ここに示された財政推計を見ますと、後期計画の最終年である平成22年には、昨年の改定版で示されたものより単年度でありますけれども、差し引き9億円も改善をされるというような予定になっているわ

けでありますけれども、果たしてこのような急激な変更計画について、その内容に無理が生ずることはないのか。あるいは、ひいては行政執行や市民生活に大きな支障をきたし、場合によっては死に体行政となりはしないか、そういう心配を私は持っておりますけれども、改めてその点についてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、居住施策についてでありますけれども公営住宅利用によります市外からの移住、あるいは定住にかかる優遇策については法律の制約があるということがわかりましたけれども、先ほども一応申し上げましたが、美唄の魅力というものをやはり一体となって再発掘をしながら、1人でも多く足を運んでもらうことができる、あるいはさらに長くとどまってもらえることができる、そういうまちづくりを目指していかなければならないと思うわけでありましてけれども、美唄市の外に住んでいる家族が、親が美唄にいるということで移り住みたいとしても、こうした制約があるということで、断念をせざるを得ないケースも当然出てくるわけでありましてけれども、そうした移り住みたいという方のお話によりますと、親の近くに住むことによって学校や保育所、あるいは幼稚園の終わった後、一定の時間親に子供たちの世話をお願いすることで働く時間の延長が可能になって、生活設計がしやすくなる、そういう声もあるわけでありまして。

であるとするならば、この貸家、あるいは貸室を営んでいる民間の協力を得ながら体制を整えていくというのも一考ではないかというふうに思うわけでありまして。

そうした貸家、貸室の数、あるいは営んでいる方々の実数については定かではないようでありまして、人口の減少により相当の空き家、空き室があるのも実情のようだというふうに聞いております。

よって、現下の厳しい財政の下、今後の公営住宅の建設についても見通しが立てづらいという状況であると思っておりますし、むしろそうであれば民間に一定の支援策を講じることにより、双方の事情が緩和される、そういう方向にも向かうことができるのではないかとこのように思うわけでありまして、そうしたことについてのお考えをお伺いしたいと思っております。

次に、人事行政についてでありますけれども、申し上げるまでもなく全職員が連帯感を持ち、目的意識を共有しながらしっかりと前を見据えて市民のため業務にまい進しなければなりませんけれども、そうした中、明年度より地域の元気づくり応援しますとのキャッチフレーズで、地域応援チームを立ち上げられましたけれども、本年はモデル地区で選考するということであるようでありまして、その体制については管理職が対応するというふうに伺っておりますけれども、私はむしろ管理職はしっかりとサポートをする側に回り、若い職員が積極的に地域とのかかわりを持ち、市民との協働を通じた、そこにいろいろなご苦労や、当然戸惑いもあると思っておりますけれども、それが明日の美唄を担う行政マンとしての活力や原動力になるのではないかとこのように思いますし、いわゆる市民力を引き出すためにも是非総力を上げて取り組むべきというふうに考えますけれども、いかが

でしょうか。

またあわせて、こうしたことに対する、対応できる十分な人材の育成にも一方では大きな力を注いでいかなければいけないことは必然でありますけれども、そのことについても考えをお持ちでしたら伺いをいたしたいと思っております。

次は、改めて持ち出すつもりはなかったわけでありまして、クリーン農業の推進につきましては、以前いただいたお答えとほぼ変わらない内容であります。国際的には中国の農薬残留問題、国内的には偽装事件などに端を発して食に関する安全・安心の思考というものはずっと増幅しておりますし、食糧生産基地である北海道の果たす役割というものは極めて大きいものがあると思っております。中でも米・麦・大豆においては美唄市もその一翼を担っているのも事実であります。そして、栽培管理、品質管理に細心の注意を払い、そこに安心・安全という信頼を乗せることで消費者の理解を深めることを推進していくことが行政の大きな役割であると思っておりますし、いま現在進行形である、地域ICTの有効活用による農業分野の振興についても、先のまちづくり地域懇談会の席上で、市長は非常に熱く語っておられたことというふうに私は思っております。

ただ、農業分野とのかかわりの深い食の駅構想について明らかになっていない状況下でもありますので、次の機会に改めて食の考えも申し上げお尋ねしたく思いますので、この件については聞き置きいただければというふうに思っております。

次に、教育長に1点お尋ねをいたしたいと

思います。

いじめ・不登校・問題行動についてでありますけれども、各年次の動向については大きなずれがあることはわかりましたけれども、また、それぞれの起因となる要因についても多種多様であるということが、伺うことができました。

昨年、道教委が実施したいじめの実態調査においても極めて憂慮される状況が示されていたわけでありまして、そういったことを踏まえて本市における状況についてはいまだお話を聞かせていただきましたが、これらの諸問題に対して教育委員会として実質的にはどのように取り組まれてこられたのか。またそこらを明らかにしていただき、またそれらを踏まえて今後の対応についてお伺いしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 土井議員の質問にお答えします。

はじめに、本市の行財政についてであります。今回見直した自立推進計画における財政推計につきましては、平成19年度当初予算を基に行ったものでありまして、財政健全化の取り組み事項として定員適正化計画に基づく人員削減を見込んだほか、普通建設事業費に関し、公債費負担適正化計画に基づく重点化による事業費抑制、公債費に関する繰上償還や補償金なしの借換の実施、退職手当債の発行などを盛り込んだところであります。

今後とも自立推進計画を着実に進め、将来にわたり持続可能な行財政運営に向けまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、民間住宅の活用についてであります。今後「移住・定住推進協議会」の中で、民間住宅の活用策等を検討していくこととしておりますので、ご提言のありました点を含めて十分協議をしてまいりたいと考えております。

次に、地域応援チームについてであります。本年度においてはモデル地区を設定し管理職によるチーム編成としておりますが、全職員が市民との協働のまちづくりを進めることが重要でありますので、今後全職員が参加することを基本的な考え方として取り組んでまいりたいと考えております。

また、職員の人材育成につきましては、市町村アカデミーや北海道市町村職員研修センターで実施する研修を効果的に活用するほか、協働のまちづくりに不可欠な情報の共有化を進めるため、まちづくり出前講座や重要施策・課題について共通認識を持つための職場研修を充実させるなど、今後のまちづくりに対する意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 土井議員のご質問にお答えいたします。

いじめ・不登校・問題行動等に対する市教委の取り組みについてであります。はじめにいじめにつきましては、子どもの発する心のサインの受け止め方や基本的な対応などが記載されております道教委発行の生徒指導資料を各学校に配布するとともに、児童生徒及び保護者からの情報を幅広く受け止めるために、市教委で開設しております子どもテレホン相談、適応指導教室相談電話など、3つ

の相談電話を周知する取り組みを行ってきたところでございます。

次に不登校対策についてであります。現在2名の専任指導員による適応指導教室を開設し、個別指導及び教育相談を行っているところでございます。これに加えまして、今年度は不登校児童生徒が増加していることや、その原因が多様化しておりますことから、各学校における不登校児童生徒の現状をより細かく把握するため、学級担任等と個別に情報交換を行うなど、より積極的な対応を重点に位置づけ取り組みを推進しているところでございます。

次に、非行等の問題行動につきましては、さまざまな要因が複雑にからみ合っている事例が多いことから、学校だけではなく警察署や児童相談所等関係機関と連携を図り対応に努めているところでございます。

また、中学校2校にスクールカウンセラーを派遣し、生徒の内面の理解及びそれに対応した適切な助言に努めているところでございます。

いずれの問題に対しましても、児童生徒の発する行動や態度等による小さなサインを敏感に受け止め、情報の共有化を図ることが重要でありますことから、今後も引き続き、家庭や地域、学校間及び関係機関との緊密な連携に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 いまの質疑、質問答弁の中で、この8月に自立推進計画とそれからまちづくりの後期計画を見直したと。具体的にいまほどの答弁でも退手債の発行というよ

うなことに言及されたりしているわけです。

議会の議決事項というのは、地方自治法に根拠がある基本構想だけです。

しかし一方、まさに美唄のこれからの自立がなるのかどうか、私も積極的にこの議論をしてきて見直し方も含めて指摘をしてきたところですよ。

見直し作業そのものは長の権限に属することですから、しかし、この議会に資料としてでき上がった段階でなぜ示さないのか。私はその感覚がわかりません。

質問者は、当然内容を把握されて質問されたんでしょ。これは、議員全体がこのことに共通認識を持って関わらなければだめです。以降の一般質問等に関わる問題です。

資料の要求については、これも法的な根拠はないんです。拒否もされることが可能です。しかし、従来の取扱いもありますから、議長からただいま議論のありました21世紀まちづくりプラン後期基本計画それから自立推進計画、これらの見直しの中身について資料を求めることを、要求したいと思うんです。ぜひ議長において取り計らっていただきたいと思うんですが。

●議長林 国夫君 ただいま議事進行の発言について議事整理をいたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、美唄21世紀まちづくりプラン後期

基本計画及び美唄市自立推進計画についての資料提出について、紫藤議員から議事進行発言がありました。

議長といたしましては、この議事進行は重要なことと踏まえ、理事者に資料の提出を求めました。

資料を配布しておりますので、よろしくお願いたします。

一般質問を続けます。

13 番紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員（登壇） 2007 年第 3 回市議会定例会において、私は地域医療の再構築、労働教育、人事行政の大綱 3 点について質問をいたします。

大綱 1 点目は、地域医療の再構築について市長にお尋ねいたします。

このことについては、9 月 12 日の市議会地域医療問題調査特別委員会において、市長は市立美唄病院と美唄労災病院の統合について、医師確保が困難になったことを最大の理由に断念することを明らかにいたしました。

統合が成功しなかった要因等経過の検証と、美唄市における地域医療の再構築を今後どのようにしようとしているのか、その方向について議論を深めるために以下お尋ねいたします。

最初は、統合断念発言に至る経過とその後のフォローについてであります。

その 1 つは、本年 6 月 6 日に市と美唄労災病院の経営母体であります独立行政法人労働者健康福祉機構とで構成する美唄市地域医療体制整備推進協議会において取りまとめた美唄労災病院と市立美唄病院との統合にかかる検討、いわゆる中間取りまとめ以降から 9 月

12 日の統合断念発言の 3 カ月間、市、機構それぞれがどんな取り組みをし、あわせて推進協議会等の場でどんな双方協議を行ったのか、一連の主な経過についてお答えください。

2 つは、市政の最重要課題である統合問題については庁議や政策会議等で協議が行われるべきものであり、また行われたと考えますが、いつどんな判断ポイントで執行部内部の意思集約がなされたのか、その協議内容についてお答えください。

3 つは、機構に対する今後の対応について伺います。

9 月 12 日の議会でも市長は、9 月 7 日の機構との協議の際、機構側から統合実現へ何とか努力できないかと言われたとの説明がありましたが、今後どのような対応をしようとしているのかお答えください。

4 つは、説明責任のあり方、果たし方について伺います。

市民、患者、両病院の職員、労働組合、患者団体、医師会、道、国等、これまで統合について理解を求め、そして具体的な要請を行ってきたそれぞれに、今後どのように説明責任を果たしていくおつもりなのかお答えください。

5 つは、首長責任についての認識について伺います。

市長は、これまで統合は美唄市の地域医療確保に欠くことができず、あわせて市立美唄病院が抱える 20 億円を超える累積不良債務の解消策であるとともに、美唄市本体が財政再建団体に転落しないために絶対成し遂げなければならない市政の最重要課題と位置づけ、医師確保、機構、国、道、市民理解などに前

面に立たれて粉骨砕身、全力を傾けてきました。とてもご苦勞をされたとそのように認識をしています。

一方、このことが成就しなかったいわば結果責任。あわせて統合をめぐるマスタープランの事業収支見込への疑問と先行きの経営不安から、両病院に見切りをつけて職場を去った医師はじめ看護師などが少なからずあったこと。結果として美唄市として対外的に、市民に対しても対外的にも信用失墜となった。結果として、あわせて市政に混乱をきたしたという結果責任を問われる声もあります。一体何だったんだろうかと指摘をする市民の声を聞きます。

市長は、自らの責任のあり方について、どのように認識をしているのかお答えをいただきたいと思います。

次は、今後の地域医療についてであります。

その1つは、統合断念後の課題の認識と行政の役割について伺います。

地域医療の再構築は、市民、患者の皆さんにとって美唄市の地域づくりにとって引き続き待たなしの重要課題であることは論を待ちません。

そこで、市立美唄病院を今後どう再生させるか、そのためにどうするか。美唄労災脊損センターをどう存続をさせていくのか。市長としての基本方向を示した上で関係者との合意形成を図らなければならないわけですが、どう課題を認識し、市長としての役割を果たそうとしているのかお答えください。

その2つは、マスタープランと行政組織の今後について伺います。

統合断念により、本年3月に策定された美

唄市地域医療マスタープランは、まさに不用になったのか否か。

私は市民の医療ニーズや取り巻く医療環境の分析をいかして、今度こそ足元を直視した実効性のあるものに策定し直す必要があると考えますが、どのようになさろうとしているのか。

あわせて、4月1日から今日まで、病院事務局に配置した5人の職員で構成する病院再編推進室はどうなるのか、それぞれお答えください。

大綱2点目は、働く者の権利を学ぶ場づくりについて、市長と教育長に質問をいたします。

これから働こうとする人、すでに働いている人、若者、若者以外を問わずどれだけの人が労働者の権利を身に付けているか、学ぶ機会が提供されているか、つまり労働教育の美唄における現状と課題を把握して、行政や地域の果たすべき役割は何なのか、議論をする機会を得たく以下お尋ねいたします。

その1つは、取り組みの現状について伺います。

各種学校教育の現場や生涯学習での取り組み、企業組織や労働組合の自主的な活動において労働者の権利を学ぶ機会はどのように提供され、その内容はどのようなものなのかお答えください。

2つは、現状を踏まえて今後の取り組みの必要性への認識と、行政の役割について伺います。

労働者の権利を学ぶ場がなぜ必要か、それは官民を問わず、いま職場になじめずうつ病になったり早期の離職をよぎなくされる若者

が増えている現象があります。このことについて、いまの若者は我慢が足りないからフリーターやニートが増えると若者の職業意識の希薄化が原因であるかのように言う人もいます。しかし果たしてそうなのか。

私は使用者の労働ルールに関する無知や無視を含め、雇用主側に多くの要因があると思っています。アウトソーシング流行の雇用環境の劣化は、非正規雇用、派遣、請負等、不安定雇用の労働者を増やし、形式的な研修、訓練で第一線に配置され即戦力になることが求められ、あわせて成果主義等余裕のない職場環境に戸惑い、不安から生ずる心の病や離職に至るケースは珍しくないと認識しています。

このような働き手を守る企業内労働組合の力量の低下は、組織率の減少を見れば明らかであります。

若者が就業前に自衛手段を講じることができるよう、具体的でわかりやすい内容で、働く人の権利を学べるようにすることは、私たち大人の責務ではないでしょうか。

働く人の権利の学習の必要性は、若者に限らず働く人にとって必須の知識や現状を学ぶ機会は地域労組、ローカルセンターの取り組みを除いてほとんどないと言えます。

今後どのような取り組みが必要か、労働行政や教育行政がどんな役割を果たすべきなのか、思うところをお答えください。

大綱3点目は、人事行政について市長と教育長に質問をいたします。

教育長には人事行政の定員適正化計画の推進管理の部分、転任発令の留意点等、自分に該当すると思うところをぜひご答弁いただき

たいと思います。

最初は市職員の適正配置についてであります。

その1つは、職員数の推移とあるべき配置についての認識について伺います。

同僚議員の質問により、職員数全体の推移については一応把握できたこととなりますので、重複を避け、職務職階ごとの人数の推移についてお答えください。

あわせて、私はここ数年の職員配置状況を外から見させていただいて、いわば昔の言葉で言えば青テーブル、管理職等の役付きの職員が増えている傾向があるのではないかというふうに見受けられるわけでありまして。頭でっかちで、いわば第一線で働く一般職員が減少している、組織の活力がなくなってきた一つの要素としてそのように認識しているわけですが、市長としてその要因、分析結果について特徴的な点についてお示ください。

2つは、定員適正化計画とその推進管理のあり方について伺います。

昨年3月に策定した美唄市職員定員適正化計画では、基本的な考え方として自立推進計画に示した05年から20年、平成17年から平成32年までの普通会計ベースで職員数を100人削減するとの整合性を図りながら定員の適正化を推進するとあります。

定員適正化計画は、06年から10年、平成18年から22年の5カ年の年次別削減数について、定年退職者について技能労務職は退職不補充、一般事務は退職者の2分の1を目安に計画採用するとあります。

自立推進計画と整合性を図るとしているわ

けですが、自立推進計画は今日の先ほどのやり取りではすでにその内容の見直しをかけられていることとあわせて、具体的に施設の統廃合や民営化、指定管理者の導入の時期について実施年度が不明確なもの、具体的に示されていないものが散見されるわけであります。

私は今日まで計画行政をどう具体的に実行してくのか、その際、私どもや市民が検証可能なそういった計画にすべきだろう、すなわち実施計画を作りなさいということを再三申し上げてきました。

具体的な実施時期が明示されない自立推進計画を下に、職員の適正配置計画ができるのでありましようか。

これらの自立推進計画そのものの実施計画を策定するということとあわせて、どう整合性を図ってこの職員適正化計画で推進管理をしようとしているのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

3つは、転任発令の留意点について伺います。

転任は、任用の1つであります。その職員が現に有する職員の職務から他の職員の職に任命することを言うとき承知をしています。任命権者として任用にあたっての留意事項についてお答えください。

教育長には、この4月1日の人事において、学校公務補の一部に職種変更が伴う実質的な転任と思われる移動が行われたと承知していますが、これら事実経過についてお答えください。

次は、市職員の健康管理についてであります。

1つは、心や体に病気をもち、治療・療養

を要する職員の数、現状で結構でございますが、その人数と、なぜそういう状況になったのか、特に心の病に関して要因等の分析がされていれば、それらを交えて現状についてお答えください。

2つ目は、通告には心疾患者とありますが、心の病を抱える職員とお読み替えをいただきたいと思いますが、心の病を抱える職員へのケアと職場配置のあり方について、市長とあわせて教育長にもお尋ねをしたいと思います。

心の病を抱える職員のケアについては、メンタルヘルスに関わる美唄市における職員研修、監督者研修等の中でも具体的にお取り組みをされているというふうに承知をしています。

しかし、この職場の中で起因をし、そして結果として病を抱えるようになった職員、職場復帰のために懸命な生活をされていると承知をしているわけであります。職員配置、職員移動、これらにあたって十分な配慮とそれとケアが大事だろうというふうに考えるわけですが、これらについての考え方についてお尋ねをしたいと思います。

3つは、使用者としての役割についてであります。

職員の健康管理については、いわば心疾患の心身の疾患等の問題だけではなくて、これから健康を日常的に維持して、そしてこの厳しい職場環境の中で働いてもらう、希望を持って働いてもらうというそういった取り組みが健康管理にあたっては必要だと思います。賃金の問題も、労働時間の問題も、休日の問題も、これらも関わる内容だというふうに考えています。使用者としての役割について、

思うところをお答えいただきたいと思えます。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

はじめに、地域医療の再構築について市立病院と美唄労災病院の統合についてであります。本年6月6日に確認した「中間取りまとめ」以降、市としては美唄市医師会をはじめ両病院の医師、市立病院職員、市職員組合などに説明したほか、市民の皆さんに対しましては自治組織代表者会議や市広報紙によりお知らせするとともに、8月20日から実施した「まちづくり地区懇談会」で状況を説明し、ご意見等をいただいたところでございます。

また、労働者健康福祉機構は、「中間取りまとめ」に基づき国との協議を進めるとともに、美唄労災病院をはじめとする医師の確保に努めたところであります。機構とは8月24日に理事長とお会いし、医師の確保状況について確認したほか、9月7日には再度機構と内科医師について協議してまいりました。

さらに、医師の確保につきましては、厚生労働省、機構、美唄市の3者が連携し、北大病院及び札医大病院の病院長や道副知事に対し協力を要請したほか、市として北大病院、札医大病院、地域医療振興財団及び民間の人材派遣会社などに出向き、確保に努めてきたところであります。

次に、庁議等での協議内容についてであります。統合についてはこれまで美唄市病院再編推進会議を中心に協議を進めてまいりましたが、医師の確保など厳しい現実を踏まえたとき、統合を断念せざるを得ない状況にあることから、今後庁議での議論、市議会のご

意見等を踏まえ、私として最終的に判断したいと考えております。

機構との対応につきましては、今後のあり方について引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

市民等への説明についてであります。統合については最終判断の後、早急にお知らせしてまいりたいと考えております。

私は市議会からの要望や美唄市医師会からいただいたご意見等を踏まえ、美唄の地域医療を守るためには市立病院と美唄労災病院を統合することが望ましいとの判断し、これまで市の最優先課題として取り組んでまいりました。

機構とは本年6月に「中間とりまとめ」を確認し、国の判断を待つ段階まで協議が進んだものの統合を断念せざるを得ない状況に至っていることにつきましては、改めて医師確保の難しさを痛感しております。

今後、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、地域医療の確保は最優先課題でありますので、早急に新たな医療体制を構築することが私の責務と考えており、最大限の努力をしてまいります。

次に、今後の地域医療についてであります。医療を取り巻く環境は医師の確保を含め大変厳しい状況にありますが、今後においても市民の皆さんが安心して暮らせる医療体制を構築することが最も重要と考えておりますので、必要な体制のもと、市立病院の今後のあり方を早急に検討し、さまざまな課題解決に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、労働教育について、働く方の権利教

育についてであります。近年多様な就業形態や個別契約に基づく働き方の拡大、新しい労働法制の施行など、働く方の職業生活に影響を及ぼす環境変化が起こっております。

本市におきましては、労働者の権利理解を高めるため、労働条件の維持・向上を通じて労働者の職業生活を守るための組織と位置づけられております労働組合に、平成18年度より労働相談事業に対し支援しているところがあります。

いずれにいたしましても、労働三法が遵守されることがより一層求められているものと考えております。

次に、人事行政について、市職員の適正配置についてであります。はじめに職務ごとの職員数の推移についてであります。医療職を含む各年度4月1日現在で、平成15年度は部長職19人、課長・主幹職77人、係長職105人、主任以下380人で合計581人。平成16年度は部長職18人、課長・主幹職81人、係長職105人、主任以下361人で合計565人。平成17年度は部長職17人、課長・主幹職82人、係長職101人、主任以下343人で合計543人。平成18年度は部長職15人、課長・主幹職84人、係長職101人、主任以下324人で合計524人。平成19年度は部長職13人、課長・主幹職87人、係長職99人、主任以下306人で合計505人であり、平成15年度から平成19年度の数増減では部長職が6人の減、構成比の増減では0.7%の減、課長・主幹職が10人の増3.9%の増、係長職が6人の減1.6%の減、主任以下が74人の減4.8%の減となっております。

要因分析としましては、中高年齢層の職員が

多くなっており、重点施策や特定課題などに対応する管理職が増加していること、さらに新規採用者抑制のため若年層の数が少ないことから主任以下の減少率が高くなっております。

今後、年齢層を平準化する計画的な採用と効率的・効果的な組織体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、定員適正化計画についてであります。推進管理にあたっては自立推進計画の進捗状況に合わせ、毎年見直すこととしており、組織のスリム化を基本に施策の重点化や業務の見直し状況に合わせ、組織の見直しを行うほか、職員配置にあたっては事業や事務量などを把握し、適正な配置に努めるとともに、施設の統廃合や指定管理者を導入する場合は、配置転換や転任などにより対応することとしております。

次に、転任発令の留意点についてでございます。転任とは最初に採用された職種と違う職種に変更することであり、転任にあたっては美唄市職員任用委員会規則に基づき選考で行われ、その方法については学歴、知識、資格など選考基準に適合しているかどうかを判定し、必要に応じ経歴評定、実施試験、筆記試験等を実施することとしております。

次に、市職員の健康管理についてであります。心身疾患者の状況については平成19年9月現在で病欠者は13名、そのうち休職者は3名となっており、病欠者のうち心の病に起因するものは6名となっております。

心の病につきましては、さまざまな原因が考えられることから、その要因について分析することは難しい状況となっております。

心の病につきましては、メンタルヘルス関連調査機関の調査によりますと、多くの自治体で増加傾向にあると言われており、本市においても同様の傾向にあります。

心の病を抱える職員に対するケアと職場配置のあり方についてであります。 「心の健康」は重要な課題であり、衛生委員会で対策を協議し、専門家によるカウンセリング窓口の設置や研修会を開催するほか、気軽に相談できる職場環境づくりに努めてきたところでございます。

また、病欠職員や休職職員が職場に復帰する場合においては、職員の症状の経過を踏まえ主治医の診断結果を基に所属する課と連携を取りながら職場配置、勤務体制、勤務時間等に協議を行い、必要な対応を行っているところでございます。

使用者としての役割についてであります。職員が心の健康を損なうことのないよう予防すること、職場環境等における問題点の改善や職員からの相談体制をつくる事、心の病に対する理解を深めるために研修を実施すること、また心の健康を損なった場合は円滑に職場復帰ができるように努めることが大切であり、今後とも必要な対策に継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 紫藤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、働く方の権利を学ぶ学習についてであります。学校教育における働く方の権利の学習につきましては、中学校の公民的分野におきましては社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善等で扱

うこととされており、中学3年生での学習内容とされております。

また、生きる力の育成という観点から、小中学校では児童生徒が将来社会人・職業人として主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を育成することを目的として発達段階に応じたキャリア教育を組織的・系統的に推進することが求められており、各学校ではそれぞれの実態に応じて職場体験の実施などに取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、変化の激しい社会の中に巣立っていく子どもたちに社会の一員としての自覚や責任を育むことが重要であると認識をしているところであり、そのために勤労観・職業観を養うキャリア教育は大変意義あるものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、働く方の権利の学習につきましては、雇用形態の変化の激しい社会にあって、働く方それぞれが自らの権利を十分自覚することは大変重要なことと考えており、発達段階に即した適切な指導が行われるよう関係機関等との連携に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市職員の適正配置について、私の方からは学校公務補職員の転任についてお答えをいたします。

本年4月、学校公務補職員の異動を行ったところでありますが、これは学校統合等による学校数の減少が予定されていることなどから、公務補職員に対して職種転換等を含めた意向調査を実施し、その意向に基づき教育委員会内の事務職場への異動を行ったものでございます。

はじめての人事配置でもあり、身分を変えずに異動を行ったところがございますが、関係部局とも協議をし、今後におきましてもそれぞれの移行を確認した上で早い時期に転任手続きを進めていくこととしております。

次に、職員の健康管理、心の病を抱える職員へのケアと職場配置のあり方についてであります。心の病を抱える職員のケアについては、まずは病にかからないための予防と、病にかかった場合の対応として職場内で病気に対する理解や気軽に相談できる環境づくりが重要であると考えており、研修会の積極的な参加など奨励してきたところがございます。

また、職員配置につきましては、当該職員の病状の経過や主治医の診断結果及び助言を踏まえるとともに、職場状況等を考慮しながら配置を行っているところがございます。

●議長林 国夫君 13 番紫藤政則議員。

●13 番紫藤政則議員 地域医療に関してですが、機構との対応に関しての答えはこれからしたいということで中身の話はされませんでした。私はこの間労災病院が果たしてきた脊損医療の役割の重要性ということをさらにまた市長はご認識されたと思うんです。

今回統合はならずということで、あとは労災の問題ということではなくて、市長としてこの問題引き続き間を置かずにこの美唄の地域資源、これらをしっかりと守り、拡充をしていくというそういう要請について、この協議の継続の過程の中で訴えていくべきことだろうとこんなふうに思うんですけれど、この辺少し踏み込んでご答弁いただけますか。

それから、今後の地域医療、最近のプレス空知には少しく内容のあるインタビュー記事

が載っておりましたが、私の答弁には今後考えたいということで、方向性についての明示がなかったわけであります。

ぜひ、この再構築について留意していただきたい点、申し上げますのでひとつご同意いただければと思うんです。

その1つは、この地域医療の問題、労災と市立の統合断念について、かなりしつこく项目的に整理をしてお尋ねをしたわけですが、ご答弁聞いていますと市長のご努力と、まさに行動力、このことはやはり余人をもって変えがたいかのような活動をされたと私思うんです。ただ、このことが地域に、そして地に足の付いたものだったろうかという部分です。疑問に思うんです。

1つは、これだけの重要な政策課題に関して、市長ご自身が思いを、まずは関係する職員と共有をしていくということ、それから内部の意思決定であります庁議等の動きがなかったようであります。最高の意思決定機関というものの位置づけというのをどう考えておられるか。政策会議等もあつたはずであります。有名無実化しているのではないかという気がしているんです。

これらの、ぜひ私が何点か申し上げましたけれども取り組みのプロセスを検証していただいて、この検証の結果、その反省を生かした再チャレンジを行っていただきたいと思うんです。

では具体的にどういうことというのは申し上げますが、この10月1日には美唄市まちづくり基本条例が施行されます。3月の議会で条例制定がされました。美唄の憲法が動き出すわけです。重要事項にあたっての合意形

成のあり方が示されています。情報の共有の問題、まちづくり参加の権利、これらを定めている7条やら8条、10条、これ市政の基本原則です。情報公開や市民説明、応答責任を定めた21条、23条、27条、市政運営の原則があります。市民参加のまちづくりを具体的に定めた30条、31条、参加協働の仕組みづくりがあります。

これらを再認識するということと、職員の結束と役割分担、チームで事にあたる、市長の組織統括、執行権の行使、まちづくり基本条例のまちづくりのルールと地方自治法にあります市長の権限、これを活かした取り組みをなさるべきだと思います。

ぜひ、そういう取り組みをして、一拍置くぐらいの覚悟で再構築に向けた考え方をまとめていただきたいと思うんです。この点について、ご答弁をいただきたいと思います。

それと、この病院問題は、美唄市の財政の破綻につながる問題であるということは再三お話をされてきました。

この病院問題が成就しなかった、計画どおりいかなかった、この事によって従来言ってきました美唄の財政に関わるこの問題に、不安どおりになっていくのかどうなのか心配なさる方がいるわけです、私も含めて。

それで、私はこの地域医療にかかわっての質疑、質問でありますから、行財政の運営に関してまた別の機会に譲りたいと思いますけれども、この市立美唄病院の新たな再生、これに向けた実効性のある計画というのは、先ほど言った取り組みの基本とあわせて少しくじたばたしないですってほしいんです。いきなりレッドカードいかないんですから。まず

はイエローカードからはじまるわけですから。この辺ぜひそのような対応をお願いしたいと思うんですが、ご見解をお示しいただきたいと思います。

次に、労働教育に関してですが取り組みの現状については、教育長は学校教育等のお話しされました。市長からは連合に労働相談の助成をしていると、行政としての支援を行っているというような趣旨のお話もございました。

最初の質問で申し上げましたけれども、私は美唄で働いている人、いま7,000人を超える、もっとでしょうか、方がおいでになる。就業している方も、それから学んでいる方も入れれば1万人からの今後の働き手、働き予備軍を含めていらっしゃるわけです。

市内にそのうちどれだけ学卒者が雇用されるかということ、これは極めて限定されたものになるでしょう。しかし、美唄で学んで巣立つ人、間違いなくこの美唄の地から出て行くわけであります。

先ほどありました公民教育等の学習というものについてはわかりました。しかし、どうでしょうか。私が最初趣旨で申し上げました、いまの働く環境というものを考えたときに、こういうことをやっているからそれでいいよという事になる内容なのか。私は極めて疑問に思うんです。

生涯学習での学習のあり方、さらには義務教育以外に高校やら専門学校やら短大等、美唄の教育現場でどのような状況が行われているのか、学習が行われているか。この現状の把握をさらに進めていただきたいということが1つであります。

それと、私は子どもたちの教育というのはしっかり勉強のできる子を育ててそしていい学校に、さらにはいい就職先にとということだけではないということだけは教育長もご存知だと思っておりますが、いまた例えばキャノンとかソニーとか日立とか、こういった超優良企業、この中でも悪質な雇用が摘発をされているんです。大人が労働ルールを曲解して、子どもをもの扱いにしている。人間の尊厳を失うような事例が多く出されてきています。社会の荒波に放り出されている。そして再起不能になるまで打ちのめされているという事例も仄聞をしますし、承知をしているつもりです。身近な子どもたちが。

ぜひそういった、まさに大人が作り上げた労働環境にあるということをご認識されて、改めて教育委員会の中でこの地域で何ができるか。この文科省の指導要領等のみの議論ではなくて、美唄市の教育委員会としての主体性を発揮した議論を是非していただけないでしょうか。そのきっかけにさせていただけないかということが私の願いですけれども、ご答弁をいただきたいと思っております。

行政側の市長部局の問題についても、このことについては同様でありますけれども、いま働いておいでになる方の中での労働相談、私も29歳ぐらいからこの問題に関わっておりますけれども、多くの切実な問題がこの美唄の働く現場にも存在をしています。その多くは先ほど申し上げましたように、働く側ではなくて、働かせる側が余りにも労働法制に無知であるということが1つあります。知っていて知らない顔しているのがあるかもしれません。あわせて働く側も、何か問題あった

ときに必ずお尋ねします、あなたの労働条件は何ですかと申し上げますと、よくわかっていないのが実態です。雇入れ通知書の提示も受けていない。ですから労働形態が、雇用形態がどうなっているかということも理解をされないで働いている。

先般新聞にも報道されました旭友のケースは、1本の電話からきているわけです。これはまさに献身的な努力をしています美唄連合の労働相談員、ここにかかった1本の電話からきているわけでありまして。雇用保険、これの未加入2年間さかのぼって加入をして雇用保険の受給資格を得ることができたという、そういった取り組みがなされました。

私は、この市内の労働相談の問題にしても強く申し上げてすずめの涙ほどの補助金が付いて、それを受けて頑張っただけで対応している人がいるというこの実態があるわけです。行政側もこれらの状況、新たな雇用創出をするための努力も当然あるわけですけれども、いま働いている人の、働く者の権利をどのようにしていくのか、守っていくのか、ぜひ内部でご協議いただけないでしょうか。

いま札幌段階でNPOを立ち上げて、これは北大の道幸先生が中心でありますけれども、出前講座をやらうとかそれからわかりやすいパンフレットの配布をしようとか、自ら主体的に動こうという動きがあります。専門的な知識と経験を持っているそういう人方の知恵を活用して、この美唄の中でもやれること、取り組める可能性があることぜひお願いをしたいと思っております。基礎自治体だからできることが、私はあると思います。ぜひこの辺の認識について、改めてご答弁お願いしたいと

思います。

人事行政の問題ですが、いまほどお聞きしますとこの職員数の推移というのがご答弁ございました。平成15年から19年、この5年間76名の職員が減じられている。主任以下の職員は内74名。プラスに転じているのは課長主幹職、こういうことであります。部長のマイナスは、これは病院の部長職です、お医者さん等の部長職の影響があると聞いておりますけれど、いわば組織そのものが足腰が弱まっているという実態が出ているわけでありませう。

私はこの職員の適正配置とすぐなりますと、人を減らしてスリム化せず、アウトソーシングしろと、こればかり出てくるわけです。人の能力をどう出していくのか、どうすれば働く意欲につながっていくのか、こういった視点ではたして職員配置が行われているのかどうか、頑張っておられるでしょうが、少しく疑問に思うんです。

現場を見ますと、係長職でいろいろな施設の館長を兼務していらっしゃる方がいる。教育現場職場において。これらが実際その責務を果たし得るのか。これは辞令により行われるわけです。ある部署については極めて職員数が少ない。ある部署は随分多い職員を抱えている。

やはりこの職員配置にあたっては、常に均衡をしっかりと見る、何でうちだけだというそういう思いというのは非常にマイナスにつながる、こう思うんです。

ぜひ、数の問題だけではなくて、そういった配置にあたっての留意もぜひ行われるべきだと私は思います。

この部分でいま1点お尋ねをしたいわけですが、転任発令がございました。これは先ほど転任にあたっての基本的な考え方は市長からありましたけれども、結果として転任発令行為は行われていないということでもあります。

私はいままでやっていた仕事がまったく新たになる。まったく新しい仕事になる。職種が異なる中身になるという場合、事前のその仕事に耐え得るそういった教育、訓練しなくてはならないでしょう。それ行われたんでしょうか。いきなり現場に放り出されたのではないのでしょうか。

ぜひこの辺の、回復可能かどうかありませんけれども、扱いのルールに基づいて対応していただけないでしょうか。この点、教育長からお尋ねをいただきたいと思っております。

それから健康管理の問題は、特に心の病の職員のケアにつきましては、やはり職場環境をどのようにしていくのかということが大事だと思います。多くの方がその職員の状況、勤務の状況、動向等が把握をでき得るそういった部署が必要ではないでしょうか。常に再発ということが起こりうる場でございます。

ぜひそういった職場配置について留意をお願いしたい。このことについてのご見解をお尋ねしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤委員の質問に、順次お答えします。

労災病院の脊損医療につきましては、引き続き機構に対しまして美唄労災病院で継続されるよう、これは強くお願いをしましてまいりたいと考えてございます。

それから次に、私ども統合問題につきまし

ては、庁内において美唄市病院再編推進会議、これを中心に協議を進めていろいろな対応をしたところでございます。

なお、庁議におきましては、現況等の大きな変化がある場合、一定の報告をしておりますが、これにつきましては今後庁議で議論をしまして、またさらに今回の市議会のご意見等踏まえまして最終判断した結果を機構に伝える事としておりますので、今後の対応につきましては引き続き機構と協議してまいりたいと考えております。

それから市立病院につきましては、今後でございますけれども、これにつきましては新しい財政破綻法、これをやはり回避するということが本当にたかがはめられている状況でございますので、これにつきましてはある程度スリム化を図る中で経営改善を進めることが必要だと考えております。

ただその一方で、透析とか療養患者を抱えている現況、このような現況があります。統合問題につきましては、私ども労災病院との話につきましては、先般も言ったとおりいろいろな意味でお願いしている立場で、その詳細について公表ができなかった、これは一定時期までできなかったわけでございますけれども、市立病院の独自の生き残り策等につきましては、これは市民のいろいろなご意見、それから議会のご意見も伺いながらこれから早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、労働教育の中で権利教育についてでございますけれども、雇用の正規・非正規の二極化するなど、労働環境が変化している中で、さまざまな課題が起きております。市と

してはこれらの対応の在り方につきまして、相談業務をお願いしております労働団体と十分連携しながらこれらの対応について検討してまいりたいと考えております。

それから人事行政の中で、職員の適正配置等についてでございますけれども、管理職の増加要因は重点施策や特定課題等に対応するため、必要な組織体制としたものでありまして、今後とも組織のスリム化とあわせて効率的、効果的な体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、定員適正化計画の推進管理にあたりましては、自立推進計画の進捗状況にあわせ、毎年度見直しすることとしておりまして、組織体制、職員配置についても限られた人的資源の中で施策や業務に見合ったものとなるよう、見直しすることとしております。

次に職員の転任についてであります。円滑な転任・配属となるよう本人の意向や適正を十分に把握するとともに、職場のコミュニケーションづくりに留意するほか、新たな仕事への理解を深めるため職場研修や専門研修を充実していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、職員にやる気の起こる人事行政に対しまして、十分配慮してまいりたいと考えております。

最後に、心の病に対する職場環境等についてでございますけれども、心の病の予防や職場復帰を円滑に進めるためには職場でのコミュニケーションが重要でありまして、今後そうした環境づくりに努めるほか、管理職が職員の健康状態を把握し、早期に対応するとともに、家族や医師、相談窓口と連携を取りながら治療や職場復帰に対応していかなければな

らないと考えております。また、復帰にあたりましては本人との面談に基づき、個々にあった対応をすることが基本であると考えてございます。

本当に職員が、私どもの本当に仲間として、本当にこういう心の病を持つ、このような原因はいろいろなことがあると思いますけれども、やはり私ども一緒にまちづくりをしていく、その中で本当に心の病に対して職場として、全体としてかかわっていききたい、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 紫藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほど私、働く方の権利ということにつきまして、学校教育ではキャリア教育を重視した教育を行っているということでお答え申し上げます。

これは、児童生徒、小学校や中学生あるいは高校生も含めてでございますけれども、やはりこれら社会に出て行くときにやはり一定の勤労観・職業観を持った中で世の中出て行かなければならない。学校義務教育、高等義務教育の中で特に大切なのは、そういった勤労観に基づいて学習をするということ。学習もいろいろな学習ありますけれども、そういったものを自分の将来を見極めながら学びを整理していく、これが非常に大切なことであるとこのように考えているからこそ、このキャリア教育の重要性というものを1つ言っているわけでございます。

ただ残念ながら、ただいま紫藤議員のお尋ねにありましたように、世の中に出まして、いま確かにいろいろな形で雇用形態が多様化

してきております。終身雇用もなくなりましたし、契約雇用・短期雇用特が増えてきておりますけれども、そういった中でやはり心の無いと言うか、経営者の中にはやはり儲け主義、儲け至上主義ということでそういった適正な労働契約なしにきている部分も多々見受けられることも事実でございます。

そういったことにつきましては、学校教育の中でも労働者の持つ権利ということをしつかりと教えております。これは、学校教育の中では1つのベース的な部分としてこれはもっていくわけですが、この中でこの生涯学習ということは、やはり人間は世の中に出たら、これは一生生活するために働き続けなければならないわけでございます。こういったことがあるわけで、その働き続けることに対する権利というのは裏打ちでございますけれど、これはやはり私ども学校教育、それから社会教育持っておりますけれども、私ども教育委員会でも確かにそういったことできないのかというお尋ねわかりますけれども、ただそういったことの教育のためには国であり、道であれ、いろいろな機関がそこにあるわけでございます。そういった職域、もちろん職域でのということ含めまして、やはりそういったものの教育も絡めて考えていかなければならない。これ、私どももそういったことを考えるときに、そういった部分についてどうなっているのか、その辺のこともいろいろ関係する団体なり、機関なり、そういったものも考えあわせていかなければなりませんので、その辺こことも少し、少々調査をしてまいりたいと考えております。

それから2つ目に職員の配置ですが、転任

についてお尋ねいただきましたけれども、この職員の転任につきましては、私ども現在公務補の身分のまま一般部局に付いてもらっているわけでございますけれども、確かにこれは転任という正式な手続き、発令行為があって進められるべきものかもしれませんが、私どもは、事実私の体験から申し上げますけれども、一般事務分野で異動する場合も新しい職場に行くときには非常に1つの抱負、そういったものもありますけれども、その裏の面では非常に不安というのも伴っているわけでございます。まして、こういった公務補が違う職域、職場の方に身分変えていくということになりますと、その不安というのは大変大きなものがある、そのように考えるわけでございます。確かに公務補の中には学校の中でいろいろなことをやっていて、事務処理能力等は大変長けているものもおありでしょうけれども、そういう機会に恵まれなかったものについてはやはり大変な不安を持っているわけでございます。

私どもとしてはそういった方の不安、これをいささかでも和らげるために、一旦現場に入っているいろいろな体験してみると、そういったものの中で自分の将来を決定してもらってもいいのではなかろうかと、そういったことで私ども現在4月1日の転任、異動を行ったところでございます。

これからも、こういったいま現在の状況等、本人の方からもいろいろと聞きまして、最終的な決定をしてまいりたいとこのように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 1点だけ余り聞く機会

ないから教育長に聞きたいんですけど、いまの働く者の権利を学ぶ場に関して、このやり取りの中ででは何か1つの方向性が打ち出されるかと私は決して思っていないんです。正直私自身も子を持ってそして社会に出て、荒波に、いま真っ只中にいるという状況を実際に体験しているわけです。

希望に燃えて、仕事に就いたが挫折して美唄に戻ってこられる、それで職がないという相談を受ける、若者の保護者の皆さんいらっしゃいます。何か最近多くなってきているような気がするんです。

これは、美唄市の教育委員会が解決できる問題ではないと思います。と思いますが、子どもたちがこの美唄の地で学び、そして育っていく過程の中で、この働く者の権利というものを意識する。先ほど教育長はいわば働くことの意義とか、尊さとかというお話も少しされましたけれども、大変ないま世の中になっているという認識はお持ちのようですから、これはよそ事ではないと。

国は言われなければやらない。問題が大きくなるとやらない。求人票を見ても、求人票の見方わからないです。何かがあってからはじめてそういうルールがあるのかというのが現実です。いわゆる頭のいい子とかそういう子も含めて。これはやっぱり私は大人の責任だろうというふうに思っていないです。

そんな意味で、ちょっと考えてみるかということではなくて、少し深く明日からどうしろという話をしているわけではありませんから、深く教育委員会としてこれが主体的に考えただけのような、ばらばらですいま、高校。高校にもぜひそういったことをやるべき

だと働きかけをしているグループもあるんですけど、さっぱりです。見せていただきましたが、この中学3年の公民の労働者の権利という部分、こういう教科書のこれがありますけれど、これをどうつなげていくかだと思います。これで終わりではなくて。

ぜひそういう視点でぜひ在任中にお考えいただければと思うんですけど。しつこいようですが、そのことをお尋ねして最後にしたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 紫藤議員のご質問にお答えをいたします。

私どもこの教育委員会の所管の中で、学校教育の中で、この労働者の権利的なこともこれはそれぞれの教育指導要領に基づいて、教科書に基づいてこれは教育を進めているわけでございます。

この労働者の権利につきましても、憲法に基づく職業選択の自由、働く権利こういったものを含めて、これ以外にも社会保障制度であるとか、年金制度であるとか、いろいろなところでそれぞれ学校では教えているところでございます。

これについてはやはりそれぞれの、先ほど申し上げましたけれども、それぞれの発達段階に応じて広く、薄くと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、最低限知らなければならない事項ということで、小学校であり、あるいは中学校であり、さらに高校においてもその延長で考えているところでございます。

そういったことの中でかなり深くそれが児

童生徒の間にそういったことが教育されていくことが望ましいことかもしれませんが、これ全般的にそういったこと含めて全ての分野でいまの世の中に出てから全て対応できるまで、これを教育できるということはまず不可能であるところのように考えております。

どうしてもいまの状況では、こういったいろいろな社会制度について広く子どもたち、小学生として中学生として高校生として知らなければならないことを、これは私どもしっかり責任をもって教えていかなければならない事項でありますけれども、さらに世の中に出てから、ただいまお話にありました求人票の見方、これについても、確かに難しい部分もあろうか、そんなふうに思います。私、高等学校なんかの求人票を見ますと、給与の部分であるとか、それは高校生向きにある程度わかりやすい形になっておりますけれども、一般のたとえば職業安定所等に行きまして求人票等を見た場合に、これはやはり役所としてどのぐらい改善されているかわかりませんが、そういった用語1つにしてもわからない部分がこれはあろうかと思っておりますけれども、これはそれぞれの行政でもってそういったことは誤解のないようにするように努めていかなければならない。それぞれのところで責任を持って進めていかなければならないところでございます。

私どもとしては、これは世の中に出ても子どもたちが困らないように最低限の知識というものを子どもに教育しながら世の中に送り出しているわけですが、確かに学校現場ではそういったいろいろな多様性のある雇用形態等に対応できていない部分は確かにあ

るかもしれませんが、現状私どもとしては現状の教科書、それから指導要領に基づいて教育するということが、精一杯とは言いません、これは現場の学校の先生方においてもそれなりの工夫はしているかもしれませんが、現在あるそのことについて最大限指導、教えていく、私どもとしてはそれしかないとそのように考えております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） 2007 年第 3 回定例会にあたり、先に通告のとおり大綱 3 点について質問いたします。

安倍晋三首相が 9 月 12 日突然辞任を表明しました。首相の所信表明演説に対する代表質問が始まる直前伝えられた辞意表明に、日本中がより大きく揺り動かされました。

もともとは参議院選挙の大敗で国民から辞任が求められていた首相です。首相は居直りを続けた挙句、辞任の会見でもブッシュアメリカ大統領らに約束したインド洋での給油活動の継続が困難になったことを挙げ、辞任を局面の打開につなげたいと語っただけです。追い詰められた辞任と引き換えに、国民が望まない政治を押し付けるとは言語道断です。首相には最後まで反省がありません。

安倍晋三首相の辞任表明を受け、自民党は後継総裁を決めるための選挙を、マスコミを大いに利用する形で国民の前にパフォーマンスしています。安倍首相は新しい体制の下で、新しい局面を開いてほしいと言いましたが、路線そのものが破綻したわけであり、これまでの路線からの転換、新しい政治こそが求められています。

弱肉強食の構造改革路線の抜本的転換。憲法改定という間違っただ道への固執をやめる。アメリカ言いなり政治を大本から正すことがまさに必要になってきていると考えます。

一般質問に入ります。

まず、質問の 1 点目は商工行政についてです。

その 1 点目は本市商業の歴史的推移と将来について伺います。

近隣自治体への大型店の出店、自家用車の普及など地元商店で買い物をする市民が少なくなっている。ここ 10 年以上前から商店の経営をされている方からも、買い物をする市民からもこんな話が聞こえてきています。

しかし、それも運転が心配な高齢者になり、移動の自由が阻害されることになると、話はまったく違ってきます。多少選択の幅が狭くなったとしても、歩いて買い物に行ける安心は高齢になればなるほど住み続けるための大事な指標となるはずです。

昭和 29 年、10 万人弱の人口を記録した本市の賑わいは、いまからは想像もできないほどだったと思います。しかしながら、現在ではひどく寂れてしまっているというのが正直な気持ちではないでしょうか。

まず、商店の数、販売額について 1960 年代、70 年代、80 年代、90 年代、2000 年代、現在と年代ごとに伺います。

これらの数字を踏まえた上で、市長として本市の商店の歴史的推移と、今後をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

各商店街ごとの商店の推移を同じく 1960 年代から年代ごとに伺います。また、商店街ごとの経営者の年齢構成や今後の経営継続に

ついでの意向把握など、行政として行っているのかどうかお聞きいたします。

2点目は中心市街地活性化基本計画の現状と今後についてであります。

平成17年4月に美唄市中心市街地活性化基本計画を策定したということですが、策定後2年を経過して具体的にどのような変化があったのか、今後についてはどのような取り組みを予定しているのか伺います。

3点目の固定資産税についてですが、この問題については、平成16年第2回定例会でも美唄市内の地域を限りすずらん通、旭通、道道美唄富良野線付近の商業地域について質問しています。

3年経って、固定資産税の変化はどのようなものになりましたでしょうか。すずらん通、旭通、道道美唄富良野線付近の商業付近に加えて、大通についてもそれぞれの固定資産税についてお聞きいたします。

大綱の2点目は、後期高齢者医療制度についてです。

この医療制度については、昨年の医療制度の改革で国民の75歳以上の方を1つの後期高齢者という形で新たな医療制度を作ることですが、まだまだ具体的なものはわかってきていません。北海道を1つの広域連合にするという形で、先日広域連合の初議会が開かれたということですが、その中でもまだ後期高齢者医療制度全体についての姿は見えてきていません。改めて市長にお聞きしたいと思います。

その1点目は、制度創設の意義とその概要についてであります。

またその2点目は、この後期高齢者医療制

度における本市の対象人数とその方々の健康保険の加入状況についてです。

3点目は、保険料についてです。後期高齢者だけを集めて新たな医療制度を作ることになっていますが、この保険料についてはどのようなになっているのでしょうか。

4点目は、制度の周知方法についてです。後期高齢者といえば、75歳以上の方への周知ということになりますが、わかりやすい形での周知方法、その点についてお伺いしたいと思います。

大綱の3点目は、教育行政について教育長にお伺いいたします。

その1点目は、4月に実施された全国一斉学力テストについてであります。この問題について、午前中同僚議員からの質問がありましたが、伺う立場が違いますのでご答弁をお願いしたいと思います。

まず、この全国一斉学力テストの実施目的についてお聞きいたします。

次に、実施状況や本市における対象人数についてお聞きいたします。

また、実施後このテストについて子どもたちに感想を聞くことなどがあったかどうかお聞きいたします。

テストの中身については、教育委員会として独自に評価を下したのかどうかお聞きいたします。

また、今月結果発表があると聞いていますが、都道府県ごとの点数が公表されるとは聞いていますが、そのほかの公表のあり方についてはどのようなものになると把握しているのかお聞きいたします。

個人情報開示請求があった場合についての

取扱いについてはどのように対応する予定なのかお聞きいたします。

2点目は就学援助についてです。

景気回復などという本州方面での情報も聞かれますが、北海道内の景気は一向に回復傾向が見えてきていません。

そういった状況の下、この就学援助制度は小中学校の児童生徒を持つ家庭にとって大切な制度であると考えています。過去5年間の受給状況及び基準の見直しについての経過についてお聞きいたします。

3点目は、不審者メールについてです。

平成18年第3回定例会でも質問していましたがあれから1年半、調査研究するとの答弁をいただいておりますが、その後どのようなになっているのかお聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

はじめに、商工行政について、本市商業の歴史的推移についてであります。商業統計によりますと、卸・小売業の事業所数と年間販売額は、1960年には835店、66億4,000万円。1970年838店、184億6,000万円。1981年479店332億7,000万円。1991年444店、455億6,000万円。2002年314店315億円、2004年281店、289億9,000万円となっております。事業所数は1970年、また販売額は1991年をピークに減少しております。

次に、各商店街の店舗数の推移についてであります。1970年旭通商店会29、大通商店街振興組合が93、峰延商工会33の計155店。1980年旭通商店会27、大通商店街振興組合60、駅前開発振興会125、峰延商工会54の計

266店。1990年旭通商店会31、大通商店街振興組合61、駅前開発振興会106、昭和商店会25、すずらん商店会26、峰延商工会51の計300店。2000年、旭通商店会24、大通商店街振興組合48、駅前開発振興会88、昭和商店会25、すずらん商店会26、峰延商工会48の計255店。現在は旭通商店会20、大通商店街振興組合31、駅前開発振興会48、昭和商店会18、すずらん商店会17、峰延商工会40の計174店となっております。

商店街区につきましては、1990年以降大幅に減少しているところであります。なお、南美唄、茶志内地区等の商店街は組織化されておりました。

次に市内商業所の年齢構成等についてですが、市内200事業者を対象に平成17年度に実施した商店実施調査によりますと、経営者の年齢構成は50代が29.2%と最も多く、次いで60代が27.7%、70代が21.5%となっております。また、「後継者がいる」と回答した割合が全体の46.8%となっております。

これらから1990年代後半より市内外に大型商業施設の出店が相次いだことの影響が大きく、現在の市内小売業は極めて厳しい経営環境にあるものと認識しているところでございます。

次に、中心市街地活性化基本計画の現状と今後についてであります。基本計画策定後、この計画に沿ったTMO構想を平成17年11月に策定、その後TMO計画に着手いたしました。昨年8月にまちづくり3法の都市計画法と、中心市街地活性化法が改正され、それまでの法律に基づく支援が受けられなくなったため、改正法に基づき新たな活性化策を

検討することとなりました。

昨年11月に商工会議所が中心となり、商業者や金融機関、市の部長職など19名で構成されます「中心市街地活性化協議会準備委員会」が組織され、平成17年度に策定した基本計画をもとに新法に基づく中心市街地の具体的な活性化策をこれまで検討してまいりました。

準備委員会ではこれまで「コンパクトで賑わいあふれるまちづくり」を基本的方向性とした上で、少子高齢化・人口減少社会を見据えた「時速3kmのまちをテーマとして定め、年内を目処に検討結果をまとめることとなっております。

市といたしましては、この結果を踏まえ現在すすらん通商店会のお客さま駐車場として一部使用しております生協跡地を含め、中心市街地の活性化に向けた方向性づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、固定資産税についてであります。宅地の評価方法につきましては不動産鑑定士による標準地の価格をもとに、利便性を換算して路線価を決定し、一筆ごとの宅地の評価を行っております。

ご質問の地区を平成19年1月1日現在の路線価で申し上げます。すすらん通では1平方メートルあたり2万5,100円から2万7,900円までとなっております。旭通につきましては踏み切り付近から東3条通までが1万6,600円で、東に行くにしたがい低くなっております。旧旭友ストアー地区につきましては、道道美唄富良野線側が1万0,500円、翠明通側が9,200円となっております。また、現在の市民生協地区につきましては、道道美唄富良野線側が1万0,500円、翠明通側が

8,700円となっております。大通商店街会地区につきましては、旭通区から道道美唄月形線にかけて3万1,800円から3万2,400円となっております。

平成16年の路線価と比較いたしますと、すすらん通及び大通商店街では約31から33%の下落で、JR東線側の地区では約15から18%の下落となっております。

次に、後期高齢者医療制度について、制度創設の意義と概要についてであります。老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、後期高齢者医療制度が平成20年4月から創設されることになりました。

対象となる方は満75歳以上の方及び一定の障害のある65歳以上75歳未満の方となっており、全道180市町村すべてが加入する北海道後期高齢者医療広域連合を中心に運営が行われるものでございます。

次に、本市における対象人数と健康保険加入状況についてであります。本年8月の加入状況をもとに推計いたしますと20年4月の時点で75歳以上の方が約4,200人、65歳以上75歳未満で障害のある方が約300人、合計約4,500の方が対象となり、そのうち国民健康保険加入者から移行される方は約3,800人、他の保険から加入される方は約700人になるものと見込まれます。

なお8月末の本市の人口に占める国保加入者の割合は約44%、そのうち後期高齢者の対象者の割合は約31%となります。また本市の人口に占める後期高齢者医療制度の対象者割合は約16%になるものと見込んでおります。

次に保険料についてであります。保険料率の決定は、11月開催予定の広域連合議会で決定されることとなっておりますことから、具体的な保険料についてはお示しすることはできませんが、保険料は被保険者全員が負担する均等割と所得に応じて負担する所得割から構成されるものとなっております。昨年北海道で試算したものによりますと1人あたりの平均保険料は年額で約8万5,000円程度と見込まれております。

また、保険料の徴収方法は年金から引き去りとなる特別徴収が原則とされておりますが、受給年額が18万円以下や介護保険料の特別徴収額と合算した額が受給額の2分の1を超える方などは特別徴収対象外となり、普通徴収により収めていただくこととなります。

なお、政令（案）では所得の低い方には保険料が軽減される措置が設けられるほか、被用者保険の被扶養者から後期高齢に移行される方には加入時から2年間、均等割を2分の1とし、所得割は賦課しないとの経過措置が示されております。

最後に制度の周知方法についてであります。制度の事前周知といたしましては広報紙メロディをはじめ、国保の更新時にあわせたチラシ等の配布や公共施設等へのポスター掲示、市のホームページ掲載などのほか、広域連合及び北海道においても新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等で広報する計画となっております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 吉岡議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに全国学力テストについてでありま

すが、これは国が全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握することにより教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。また各教育委員会及び学校が全国的な状況との関係において、自らの教育の結果を把握し、改善を図ることを目的として4月24日に全国一斉に実施されたものであります。

本市における実施状況につきましては、小中学校全14校、対象学年の小学生227名、中学生236名が本調査を実施いたしました。

各学校からは混乱なく円滑かつ確実な調査が実施できたという報告を受けたところでございます。

調査内容につきましては、教科に関する調査では主として「知識」に関する問題及び「活用」に関する問題が出題され、また質問紙調査では学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する内容が盛り込まれておりました。

調査終了後、調査問題について出題の趣旨や正答・誤答の解説などをまとめた解説資料が配布されており、委員会といたしましてはこれら資料により学校現場において日常の学習指導の検証や改善に生かすための工夫がなされていると受け止めているところでございます。

児童生徒及び教員からの感想等につきましては、公式に調査しておりませんが、「知識に関する調査は比較的易しかった。」「活用に関する調査は難しかった。」という一部の児童生徒の声が市教委に聞こえておりました。

次に、結果の公表についてであります。国から示されている内容では、調査によって

得られるデータのうち、国が公表するものとしているのが「国全体の状況及び国立・公立・私立学校別の状況」都道府県ごとの公立学校全体の状況、「地域の規模等に応じたまとまりにおける公立学校全体の状況」についてであります。

これら国が公表する内容を除くものについては、これが一般的に公表されることになることと序列化や過度な競争を招く恐れがあることや参加主体からの協力が得られなくなるなど、正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるものと考えられることから、美唄市教育委員会といたしましては公表された内容以外の情報開示を請求された場合、この考え方に基づき対応していかなければならないと考えているところでございます。

次に、不審者メールについてであります。全国的に児童生徒等が被害者となる事件・事故等が発生しており、児童生徒の安全確保は喫緊の課題であると認識しております。

現在教育委員会といたしましては、不審者に関する情報や児童生徒等への声かけ事案をはじめとする情報などについては事実関係を精査した上で、いち早く「生徒指導情報」として市内の各幼稚園、小中学校及び関係機関へファックスにより情報提供するとともに、市のホームページにも事案を掲載し注意を促しているところでございます。

また、迅速な情報提供が必要な緊急の場合も想定されるため、警察署、教育委員会、学校が同時に情報を共有化できるメールネットワークシステムを確立しております。

ご質問の不審者情報を保護者の携帯電話に

配信するサービスにつきましては、北海道警察のサービス「ほくとくん防犯メール」が構築されており、これにつきまして校長会を通じて周知したところでございます。

いずれにいたしましても、地域における防犯の取り組みや警察所等の関係機関とも連携、協力しながら地域ぐるみで児童生徒の安全を守る体制づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、就学援助制度につきましては教育部長から答弁をいたします。

●議長林 国夫君 教育部長。

●教育部長安田昌彰君 就学援助につきましては、私から答弁させていただきます。

就学援助についてであります。過去5年間の受給者及び受給率について申し上げます。平成14年度は541人で23.28%、平成15年度は577人で25.78%、平成16年度は540人で24.86%、平成17年度は543人で25.46%、平成18年度は529人で25.84%となっております。

所得基準の変更につきましては、平成15年度までが生活保護認定基準額の1.35倍以下を対象としていたものを、平成16年度1.30倍以下、平成17年度1.25倍以下、平成18年度1.20倍以下、平成19年度1.15倍以下へ基準となる所得金額の引き下げを行ってきたところであります。

●議長林 国夫君 1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

商工行政の本市商業の歴史的推移と将来についてのところですが、事業所の数ですがここ数年の減少の度合いの激しさに驚くと同時

に、このままのペースで減少していったら商店経営の行く末は真っ暗だというふうなことが言えると思います。1991年から2002年にかけて商店数にして130店も減少しています。今後、いまのような同じような状況が続けば、2004年に281の事業所がありました、そのほとんどが消えかねない状況にあると言っても過言ではないはずです。

休日に市外の大型店舗に行けば、美唄市民に数多く出会うといった、笑って済ませられない状況も市民の多くの方から聞かされます。旭友ストアの撤退を思い出してみても、市外からやってきた業者は美唄で儲からないとなるとあつという間に出ていってしまいます。車を運転して市外に買い物に行けない高齢者にとっては、歩いて買い物ができる、日常の買い物ができるという環境というのは、その地に住み続けられるかどうかを決定する極めて重要な要素だと思います。

先ほど答弁いただきましたが、市内商業者の年齢構成では50代以上の経営者が78.4%を占めて、後継者がいない商店街の方も半数以上を占めているという厳しい調査結果からも見て、行政として商店経営を継続可能に導くための後押しをすることが必要だと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

固定資産税についてお聞きいたしました、この点については16年の第2回定例会でも質問し、当時の市長ににべもなく断られたのですけれども、改めてお聞きいたします。

先ほどの路線価の答弁でも8,700円から3万2,400円、3.7倍も開きがあります。1991年から2004年の総販売額は63.7%にも落ち込んでいます。販売額が減少する中、営業努

力をされている商店経営者に今後も継続可能な商店経営を営んでいただくために、期間を限定してでも固定資産税の軽減措置を取り入れるべきではないかと私は考えておりますが、桜井市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、後期高齢者医療制度についてですけれども、北海道を1つの広域連合とするというお考えですが、広域連合のメリット、デメリットについてどのようにお考えでしょうか。道内180市町村の連合の準備負担金が人口180万人の札幌市も人口3万人を割った美唄市も同額の負担となっていること。医療水準は明らかに札幌市と美唄市では美唄市の方が低くなっています。それでも同額の負担をする広域連合に対し、市民の命と暮らしを守る立場から桜井市長、変更を希望することなどお考えでしょうか。

国保の会計から3,800人もの高齢者が抜けているということになれば、美唄市全体の国保会計にどのような影響が及ぶことになるのでしょうか。その点について、市長のお考えをお聞きいたします。

保険料はまだ具体的に算定されないということですが、先ほどのご答弁で基本的には年金からの天引きで年金額が小額の方や医療保険と介護保険が年金の半分以下になる方は天引きしないということですが、どちらにしても極めて定額の年金受給額のはずです。そういった方に年金を納めなさいと言っても、困難な状況が生まれるはずです。

現行の国民健康保険では、高齢者には資格証の発行などは控えるなどとなっていますが、この後期高齢者医療制度においては保険料の滞納に対してどのように対応しようとしてい

るのかお聞きいたします。

周知方法についてですが、なにぶん高齢者への周知ですので文章でお知らせしたからよしとするのではなく、環境課がごみ有料化の問題で積極的に出前講座を設けて市民の中に入っていったように、きめ細やかに丁寧に、実際にひざをつき合わせて、顔を見合わせて後期高齢者医療制度についての説明を行うべきだと考えますが、市長の考えをお聞きいたします。

教育行政について、学力テストについてですが、私は全国的な規模で行われたこの一斉学力テストについて、当事者である児童生徒の感想を聞くということが、一番大事ではないかというふうに考えていますが、教育委員会として学力テストを受けた児童生徒の感想などを聞くことはしなかったと言っていますが、必要性については感じないということでしょうか、お聞きいたします。

また、このテストの後日談ですが、東京都の足立区で成績が不振な生徒のテストを意図的に除外するとか、教室を見回っていた教師が、間違った答えを見付けその生徒に指差しをするなどの不正があったとの報道がありました。本市においてはまさかそんなことはありえないとは考えますが、教育委員会としてこの報道があった後、各学校へ問い合わせなど改めて行われたのでしょうか。

就学援助ですが、年々基準所得を引下げ、対象家庭を狭めています。しかし、数字を見ると狭めても対象人数はわずかながら増加ということですから、美唄市における子育て世代の家計の厳しさが改めて読み取ることができるのではないのでしょうか。

基準の引下げの根拠とその影響についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

不審者メールの件ですが、先の質問のときにも私は深川市で取り入れられた安心メールのことを教育長にお伝えいたしました。幼稚園、小中学校で取り入れられていて、臨時休校の連絡などもこれを使って可能となり、保護者から喜ばれているという話でした。

いまお話をお聞きしますと、北海道警察の「ほくとくん防災メール」にその機能を任せたいということですが、平成18年の際、調査研究するとご答弁がありましたが、美唄市としては取り組まないという調査研究の結果になったのかどうかお聞きしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問に順次お答えします。

はじめに、商業の活性化についてですが、中心市街地につきましては現在準備委員会で検討中ですが、高齢者人口が30%を超える本市にとりまして高齢者に配慮したまちづくりが必要であると認識しているところであります。

市といたしましては、今後とも商工会議所など関係団体と連携を図り、商業者の実態把握に努め各種制度等の情報提供などの支援をしてまいりたいと考えております。

また、商業者の方には厳しい経営状況であります。高齢者ニーズにあった買い物しやすい環境づくりに取り組んでいただくことが大切と考えているところでございます。

次に、固定資産税の減免措置についてですが、市税の基幹税目として重要な役割

を果たしている固定資産税は、所有している固定資産の適正な時価を規準として課税規準額が決定される普遍性の強い地方税であります。

この減免につきましては、地方税法第 367 条及び市税条例第 70 条で規定されていますが、災害による甚大な損害を受けた固定資産や、貧困による公私の扶助を受けたものの固定資産などと極めて限られたものとなっております。

したがいまして、公平な税負担の観点から減免措置につきましては考えていないところでございます。

なお市では、商業者など中小企業者のための振興資金融資がございますので、運転資金などへの活用の検討をしていただきたいものと考えております。

次に、後期高齢者医療制度の広域連合とする利点及び負担金に対する考え方についてありますが、運営主体を都道府県単位の広域連合に拡大することによりまして、安定した事業運営が見込まれるほか、事務の効率化が図られます。また北海道の広域連合に対する各市町村の負担金につきましては、共通負担としての均等割を 1 割とした上で、人口割、高齢者数割により負担割合の調整が行われるところでございます。

次に、国保会計の影響についてありますが、国保被保険者のうち約 3 割の方が後期高齢者医療被保険者へ移行することが見込まれておりますが、このことにより国保税収納率への影響が懸念されるところでございます。

このため、国保税は国民健康保険会計において収入の根幹をなすものでありますので、

税負担の公平性という見地からも収納率向上に向けまして一層の努力をしていかなければならないものと考えております。

次に、保険料を滞納した場合の措置についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、北海道後期高齢者医療広域連合におきまして、滞納が解消されない場合は短期証、資格証の交付が行われるものと承知しております。

終わりに、制度の周知方法についてありますが、制度の事前周知方法につきましては先ほどご答弁申し上げたとおりであります。出前講座の活用などを含めまして周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、全国学力テストについてありますが、これは先ほど申し上げた調査目的のために、全国一斉に実施されたものでございまして、出題の範囲は調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則としたものとなっております。

これら出題された問題等に対する児童生徒の受け止め方は、個々の学習における理解度・定着度等によりさまざまであると捉えておりますことから、これについては個別に調査を行う必要はないとこのように判断しているところでございます。

また、調査終了後に各学校から「混乱なく円滑かつ確実な調査が実行できた」という報告を受けており、その際特に問題点等の指摘がなかったことから、教育委員会といたしましては各学校における調査が当初の目的を十

分踏まえた上で適正に実施されたものと判断しており、不正等の調査につきましては行っていないところでございます。

次に、就学援助についてであります。対象となる所得基準の変更は、平成16年度から事務事業の見直しにより全道各市の状況と比較し、平均的な所得基準額まで段階的に所得金額の引下げを行ってきたところであります。

しかしこの間、国からの補助金が一般財源化され、交付税措置も低い状況にあるなど財政措置が厳しい状況となったことから一層の見直しを図ったものでございます。

なお、基準となる所得金額の引下げによる影響につきましては、少なからずあるものと考えておりますが、対象世帯は狭めたものの、支給品目についてはこれまでどおりとしてきたところでございます。

教育委員会といたしましては、子どもたちの教育環境を整えることを目的とした事業であることを十分認識し、今後とも事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、不審者メールについてであります。不審者への対応につきましては学校、教育委員会、警察署等の関係機関が連携を図りそれぞれの役割を果たすことが求められております。

保護者等に対するメール配信システムにつきましては、同様の機能を備えたシステムが道警で構築されておりますので、いまのところ整備する予定はありませんが、今後さらに迅速かつ確実な情報の提供に努めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 商工行政、固定資産税についてのことですけれども、税負担の公平を保たなければならないということは理解できるとしても、このまま手をこまねいてはあと20年後には本当に本市の中心の商店は消えていってしまいかねない状況にあるということも、市長も認識しておられるはずで

す。私も商売を家業とする家に育ちましたので、父や母の朝早くから夜遅くまで、正月もお盆も働き詰めという生活を目の当たりにしてきました。それでも商売を続けるということの裏には、地域になくってはならない商売だという自負と、ありがたかったよというお客さんの声が経営継続を後押ししていたのではないかと今になってつくづく思います。

市内で商店を経営されている皆さんも、きっと同じ気持ちだと思います。商店の経営を後押しする、これだという決定的な決め手が見つからない状況の下、ずるずると商店が消えていくのを見ているだけでなく、いまほど私が申し上げました固定資産税の低減を図り、商店経営の応援をしつつ、市民の皆さんにも商店の存続なしには健全なまちづくりはできないとの理解をお願いしつつ、商店の経営の皆さんには知恵を絞っていただいて、経営を続けていっていただく、こんなことがいま美唄の市長として求められているのではと考えておりますが、市長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

後期高齢者医療制度についてですが、この質問を準備していた昨日は敬老の日でした。総務省が16日に発表した高齢者推計人口によると、65歳以上の人口が全国で2,744万人、

総人口に占める割合が 21.5%で、いずれも過去最高を更新したということです。

高齢者は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする 1963 年にできた老人福祉法の基本理念で高らかにうたわれています。この理念は、今日の少子高齢化の時代でも普遍のはずです。すべての高齢者が生きがいを持てる社会は、現役世代にとっても安心して老いることができる社会となるに違いありません。

ところが、いま高齢者を取り巻く状況はどうでしょう。自民党・公明党の連立政権の下で、高齢者いじめのむごい政治は強まるばかりです。年金などの収入はふえないのに、医療や年金の制度改悪や住民税所得税の大増税が直撃し、連動して国民健康保険料や介護保険料が値上げされ、ただでさえ苦しい高齢者の生活と健康を圧迫している状況です。

そこにいま私が質問している来年 4 月からの実施予定の後期高齢者医療制度は痛みを一層押し付けるものでしかありません。私は老人医療費が増加するのは国民の高齢化が進み、医療が高度になればなるほど当然の結果というべきものだと考えています。

そんな中、果たして 75 歳以上の高齢者だけを独立させた医療制度が成り立つのか、甚だ疑問です。そもそもなぜ 75 歳で国民を線引きするような制度を創立しなければならないのか。制度を維持、持続していくとなると医療費の伸びに応じた重い負担、重い保険料の引き上げか、それとも保険給付費を抑えて必要な医療が受けられなくなるのか、どちらを選

択しても高齢者にとって過酷な制度になるのではないかと危惧しています。

年金からの天引きという点 1 つをとっても強制的で強引だとの高齢者の声が聞こえてきています。年金からの天引きが政府にとってはどれだけ都合がいいのか、なんとこの高齢者医療制度に乗じて 65 歳から 74 歳の前期高齢者の国保料もいままでの直接納付から年金からの天引きというやり方に変更するという事実上の強制徴収をしようとしています。

先ほどの答弁には、保険料を払わない人には保険証を取り上げるということですが、この点は重大な問題だと言えます。保険料すら用意できない人への医療費の全額負担は過酷であり、患者の重症化や医療の排除につながり複数の医療難民、介護難民を生み出しかねません。

私たち日本共産党は後期高齢者医療制度については実施を凍結し、制度の全面的な見直しを求めて運動していきたいと考えています。桜井市長におかれましては、この制度につきまして私どもとともに運動していくということとはご無理だと思います。

運営が広域連合ということについては、先ほどの答弁ではメリットのみのお答えでした。私は広い北海道内 180 の自治体からわずか 32 人の広域連合議会議員では、行政区ごとの意見や要望が伝わりにくいという大変大きな欠点があると考えています。また、札幌市も美唄市も同額の均等割についても私が感じたような不公平感ではなくて、当然だという市長の考え方であるというふうに理解しています。

私が入手している資料では各都府県の広域

連合の取り組みが紹介されていますが、広域連合の経費負担についてはいま私が取り上げました均等割りを組み入れない広域連合も高知や岡山の例があります。また、滞納に対する資格証明証等のペナルティに対しても機械的に発行はしない、慎重に扱うとしている広域連合も長野、愛知、埼玉、東京の例があります。

桜井市長におかれましては、美唄市民の命と健康を守る立場から、広域連合議会に対し遠慮なく堂々と美唄市民の思い、願いを発言してこの制度を本当に高齢者のための制度になるようにしていただきたいと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

教育行政についてです。

学力テストについてですが、そもそもこの実施を決めた当時の中山文部科学大臣は全国学力テストをやって競い合う教育をと、子どもを競争に追い立てる発言を繰り返してきました。

安倍晋三首相は自書「美しい国へ」の中で、全国的な学力調査を実施、その結果を公表するようになるべきではないか、この学力テストには私学も参加させる、そうすれば保護者に学校選択の指標を提供できると書いています。

首相の諮問機関である教育再生会議も学力テストの結果をもとにした学校選択性の導入を提言しています。実際にすでに東京都ではテストの結果で予算の配分など学校に格差をつけるということが行われています。

全体の教育予算は削減しながら、子どもや学校を競わせてめざましい成果を挙げたところには多くのお金を配分する、競争や自己責

任の原理を、教育や学校にもあてはめる。そのためには全国の学校、全国の子どもを1つの物差しでランキングする必要がある、そのための全国学力テストだったと私は判断しています。

そしてテストそのものを民間委託するという形で、民間に莫大な国民の大切な税金をかける。子どものことを一番に考えなければならぬ文部科学省はいったいどちらの方向を見ているのか。そんなお金があるなら少人数学級や特別支援教育のために教員の増員をするべきだと考えるのは、私だけではなく多くの保護者も同じ思いのはずです。

文部省はこのテストを毎年行うと言っていますが、年に1回だけのこのテストで子どもの学力をランキングすることではなく、いま一番大切なことは子どもたちの声に耳を傾け、子どもの不安を受け止め、広く深く噴出している子どもたちの生き方への問いをともに考えること。それを子どもたちの援助と教育の大本に据えていくことではないでしょうか。教育長のお考えをお聞きいたします。

また、就学援助についてですが、義務教育は無償とするとはなっているとは言え、さまざまな、いろいろなお金がかかってきています。これ以上の基準の引下げをやめ、支援品目の現状維持ではなく、子育て支援の観点からも広げる方向での見直しをお願いしたいと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

固定資産税の軽減と商店経営の応援につい

てであります。固定資産税は適正な時価に応じて課税されるものであります。したがって公平な税負担の観点から、減免措置については難しいものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、厳しい商業環境の中で商業者が生き残りを図るためには、消費者ニーズを的確に把握し、創意と工夫による魅力ある個店づくりに努めていただくことが何よりも大事と考えてございます。

市といたしましては、商工会議所など関係団体と連携を図りながら振興資金融資など各種制度等の必要な情報提供などの支援のほか、美唄市中心市街地活性化協議会設立準備委員会の検討結果を踏まえ、市中心市街地活性化に向けた方向性づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてでございますが、この制度は法律に基づきまして広域連合を設置して実施する新しい制度でございます。

その中で、被保険者の実情を踏まえた制度運営となるよう、広域連合に対しまして私もその構成員の1人として強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、学力テストについてでございますが、この調査はあくまでも「児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」という目的のために実施されたものであります。

「確かな学力」の育成は、「生きる力」の重要な柱でもあり、新しい時代を切り拓くことができる人間力を身につけていくためにも必要な資質・能力であると考えております。

いずれにいたしましても時代の変化に自主的・創造的に対応できる児童生徒を育成するためには、知・徳・体のバランスの取れた教育を実現することが重要である、このように考えているところでございます。

次に、就学援助についてでございますが、子どもたちの教育環境を整えることを目的とした事業であることを十分認識し、今後とも事業を進めてまいりたいと考えておりますが、支給品目の課題につきましては現状では難しいものと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 吉岡議員の本件に関する発言はすでに3回に及びました。

会議規則第56条ただし書きの規定により特に発言を許します。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 発言の機会をいただきありがとうございます。

学力テストのことで教育長にお聞きいたしますが、教育長のおっしゃるように決してランキングを目的にするものではないというのであれば、それを信じるしかないと思います。

しかし、文部科学省はこのテストによって結果的に全国をランキングできることが可能になったことは確かなはずです。

はじめの取り決めを変更して公表されることのないよう、見守っていかなければならないと思います。

先ほどの私の質問の中身ですが、いま教育の現場に求められているのは確かに教育長の

おっしゃるとおりの中身ですけれども、私が先ほどお聞きしました子どもたちの声を聞いたり、子どもたちの気持ちに寄り添ったりすることは必要ではないとお考えでしょうか。その点についてのお答えをお願いしたいと思います。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 学力テストについてであります。

決して必要ないということではございません。私どもはこの学力テストを行うことによって児童生徒の学力を測り、そして足りない部分を補うということであります。テストにより子どもの指導の指針を得るということでございます。

これは学校の教師の本来の私努めであると思うんですけれども、子どもたちが学力において、わからない、不安に感じていることを今回こういった学力テストによってなぜわからないのか、こういったことが指導、分析されてくるものであります。

このことによって生徒を指導することにより、生徒はそれを理解し、これは自信をつけていくものであると、このように考えております。そしてそこに生きる力にまたこれはつながっていくものでありまして、教育の基本、底辺には教師と子どもたちの愛情と信頼というものがあると思います。

こういった学力においてはこういったことを通じて先生と子どもの中に愛情と信頼関係が育まれていくだろう、これはほかの分野においてもこういうことはあるわけでございますけれども、この学力テストについては、そういったことを通じて教師、生徒の信頼関係

が育まれていく、本来の教育現場の形が出てくるものである、このように私どもは考えております。

そういった姿勢が、これは時代がいかに変わろうとも児童生徒と教師の信頼関係、これは変わるものではありませんので、こういったことの基本はこれからも私ども見失うことなく見守っていきたい、このように思っております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

9番白木優志議員。

●9番白木優志議員（登壇） 平成19年第3回市議会定例会にあたり、大綱3点を市長に質問します。

大綱の1点目は農業行政であります。

その1つ目は、モミガラの有効活用についてであります。

モミガラは籾摺り時に発生する副産物であり、堆肥化に向け分解しにくく、また土壌改良資材としてのビリ暗渠等の普及で昨今利用が少なくなってきており、私は新たな有効活用が必要と考えています。

道東など酪農地帯では安全面からも、また良質な敷き藁は毎年の天候に左右されやすく、その代替にモミガラのニーズが高まっていると聞いたが、現在のモミガラの処理の動向と今後の見通しについてお伺いします。

2つ目は、本市の基幹産業の農業について、特に少子高齢化が進む中で、また農業経営の低迷により若者の農業離れが著しい現状であると考えますが、後継者の推移についてお伺いいたします。

また、今年から新たに導入された農政改革で担い手への集約が求められる中、将来を見

据え、若い後継者の育成が求められると思う
がお伺いします。

3つ目は、農業支援センターについてであ
ります。

発足してから約1年半経過した中で、私は
昨年の麦の褐色雪腐病の大発生に伴い、秋小
麦から大豆に転換される適切な指導により、
結果大豆の豊作になりました。

また、前年の雪腐病の苦い経験からその原
因の分析と対策を細かくまとめ上げられ作成
された指導書は、今後麦・大豆の栽培上有効
な営農指導書として私は高く評価しています。

このようにこれまで多くの成果が私あると
思うが、特に農協青年部等の若い後継者に対
し、農業塾の開催や情報交換、また営農に取り
組む意識の向上等の効果が多く見られると
考えるが、今後の営農指導についてお伺い
いたします。

大綱2点目は、交通行政でデイライト運動
の取り組みについてであります。

昨今本道における交通事故事情は、9月10
日現在、交通事故者数は196人で全国ワース
トワンで、また本市においても今年6月死亡
事故ゼロの日が325日でストップと聞きました。
平成18年、交通事故による人身事故件数
は本市において114件で、死傷者数は153人
となっており、その実態に触れ改めて明日は
我が身と実感したところでございます。

交通事故を1件でもなくす目的で、今年美
唄署が全道で初のデイライト推進モデル地区
に指定されたと聞きました。この運動は初心
者からベテランドライバーまで誰でもできる
方法で、交通事故を減少する可能性を持って
いると私も考えています。

交通事故ゼロ達成に向け、この運動を積極
的に取り組んでいく必要があると考えており
お伺いします。

また、取り組まれるならば具体的な施策に
ついてもお伺いいたします。

大綱3点目は、市町村合併についてであ
ります。

この質問に関しては過去に同僚議員から質
問がありましたが、時間も経過していること
から改めて質問させていただきます。

本市は自立推進計画に基づき、市民に説明
責任を果たした上で民意を問い、その結果自
立の道を選択された経緯があるわけですから、
その民意を最大限に尊重されるべきと私も考
えていますが、その後、道が独自に示された
北海道市町村合併推進構想についてでありま
す。その中で本市は空知Aグループに分類さ
れ、三笠市、月形町との組み合わせになって
います。この構想について、以下3つのこと
を質問いたします。

1つ目は、構想に対する受け止め方と、今
後の合併に対する考え方についてお伺いいた
します。

2つ目は、構想後における道の動向につ
いてお伺いいたします。

3つ目は、3者間において道の構想につ
いて協議があったのか、あればその内容をお聞
きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 白木議員の質問
にお答えします。

はじめに、農業行政についてモミガラの有
効活用についてであります。平成18年度の
実績で申し上げますとモミガラは約2,600ト

ン産出され、このうち 98%は堆肥やくん炭、暗渠資材に利用されております。最近は畜舎の敷き藁用としての引き合いが多くあり、昨年から行っております中標津町との農産物交流の一環として美唄市農協では中標津農協の畜産農家に敷き藁用として粉碎したモミガラ 650 立方メートルを販売しております。

今後、モミガラにつきましては、敷き藁用として引き合いが多いことから販売等につきまして市内関係農協に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、農業後継者の今後の推移と育成についてであります。担い手の高齢化や少子化の進行により今後後継者がさらに減少していくことが予想されます。

本市の地域経済を牽引する基幹産業として、また足腰の強い農業として発展していくためには、後継者の育成が重要であると考えており、関係機関・団体と連携を図り、後継者育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業支援センターについてですが、支援センター設置後の活動内容としては麦・大豆の生産技術向上支援や後継者助成、将来の地域リーダー等担い手の育成などに取り組んでおります。

昨年は気象条件に大きく影響を受け、褐色雪腐病の発生により秋まき小麦の約 700 ヘクタールは、春まき小麦や大豆等に転換され、春まき小麦につきましては十分な収量はなかったものの、大豆は近年にない大豊作となりました。

本年はこうした経験を経営に役立てるため、担い手を対象に雪腐病になった根を確認しながら追肥のタイミングを学ぶ研修会などの開

催や指導を重ねてきたところであります。このことが、小麦・大豆の収量増や品質向上につながったものと考えております。

今後の支援センターの活動につきましては、関係機関・団体と連携のもと、美唄市農業支援センター運営委員会等で十分協議・検討してまいりたいと考えております。

次に、交通行政につきまして、デイライト運動の取り組みであります。この運動は自動車運転中の昼間からライトを点灯させることで、ドライバー自らの交通安全意識を高めるほか、他のドライバーや歩行者に対し交通安全を呼びかけると同時に、ライト点灯車両の存在、位置を相手に認識してもらうことができることから、交通事故の防止に効果があると期待される運動でございます。

8月24日に道内の交通死亡者数が956日ぶりに全国ワースト1という極めて深刻な事態となり、北海道知事から「交通死亡事故多発非常事態宣言」が発表されました。

これを受け、悲惨な死亡事故の抑止対策の1つとして、道内で展開中の「デイ・ライト運動」を直線道路日本一の国道12号線が走る美唄から普及させようと、美唄市・美唄市交通安全協会・美唄警察署が「デイ・ライト運動推進モデル地区」を宣言し、積極的に取り組むことといたしました。

9月16日に茶志内町で行いました「デイ・ライト運動推進モデル地区」宣言集会。街頭キャンペーンにも多くの市民の皆さまや、トラック、タクシーなどのご参加をいただき、市民ぐるみで交通事故をなくす決意を新たにいたしましたところでございます。

今後におきましては、市の公用車のデイ・

ライト実践をはじめ、市職員及び各事業者へ本運動への参加要請に加え、広報やチラシ等での啓発や交通安全教室などでも美唄警察署をはじめ各関係機関、団体の協力を得て、デイ・ライト運動推進の啓発活動を行い、ドライバーに安全運転の実践と交通安全運動に参加していただくよう促してまいりたいと考えております。

次に、市町村合併につきまして、北海道市町村合併推進構想についてであります。この構想では概ね人口規模を3万人とするなどの基準により、全道で43、空知では6つの組み合わせが示され、本市もその1つに入っております。

これまで確認しているところでは、この構想に対する道の基本的な考え方として、「議論の出発点として活用するものであること」や、「地域住民の意向に基づく市町村の自主的、主体的な検討の結果は最大限尊重すること」が前提であるということであり、

私は、自治の基本は住民の意思にあり、市町村合併の議論に際してはまずそのことが前提であるという考えに立っております。

本市は現在、「自立と協働」をテーマとして美唄らしい自治のしくみづくりに取り組んでいるところであり、道の市町村合併構想については市民の皆さんの意思を最大限尊重することを基本に慎重に対応してまいりたいと考えております。

今日までの道の動きにつきましては、合併推進構想等の説明があったほかは特別な動きはなく、また3者による協議についても行っておりませんが、近隣自治体として今後も必要な連携、交流を継続してまいりたいと考え

ております。

●議長林 国夫君 9番白木優志議員。

●9番白木優志議員 自席から2点、市長に再質問させていただきます。

まず1つ目は、農業支援センターについてであります。

特に私が評価するのは、3農協青年部に対する合同の営農技術指導、また情報交換等の活動においてよい意味でのライバル意識や向上心が新たに芽生えてきた感じがします。今後の若者に対する営農指導のあり方について再度お伺いいたします。

2つ目は、市町村合併についてであります。

いま市長の答弁をお聞きし、道が構想に対して大きな動きもなく、また3者間の協議もないとの答弁でしたが、本市は自立を選択し、今後自立を継続していけるのか、再度お伺いいたします。

また、月形町との関係では農協の合併や月形大橋の架け替えなどがあり、今後より緻密な連携、交流の基盤ができると思うが、考え方についてお伺いいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 白木議員の質問にお答えします。

はじめに、農業支援センターについてありますが、農業者、特に若い農業者にとりまして資質の向上や意識改革など、一定の成果があったものと考えております。

今後とも関係機関・団体及び美唄市農業支援運営委員会等で支援センターのあり方につきまして十分留意してまいりたいと考えております。

次に、市町村合併についてであります。

本市は市町村合併を選択せず自立の道を選んだことから、自立推進計画を策定して自立を推進しております。

今回その見直しを行いました、この計画を着実に進め、将来にわたり持続可能な行財政運営ができるよう、今後とも全力をつくしてまいりたいと考えております。

また、月形町との関係につきましては、陸上自衛隊美唄駐屯地の存続活動や南空知ふるさと市町村圏組合などでともに活動しております、今後ともさまざまな面で連携、交流を強めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありませんので、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

10分程度暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 2 分 休憩

午後 3 時 3 7 分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12 番本郷幸治議員。

●12 番本郷幸治議員（登壇） 平成 19 年第 3 回定例会にあたり、大綱 2 点について市長にお伺いします。

2007 年政治決戦が終わり、さまざまな内政課題が浮き彫りになりました。官から民へ、国から地方へという大きな政策転換が始まり、

人口 1 人あたりの都道府県の地方税収の格差は拡大し、05 年度決算では 3.2 倍にまで広がり、三位一体改革で地方交付税が減り、財政力の弱い自治体から悲鳴が上がっております。

かくして地域間格差を生み出し、それが参議院選挙での 1 人区での地方の反乱に際立ったと言われております。

一方で、地方の活性化なくして国の活力なしと政府は構造改革や構造改革特区や地域再生、頑張る地方応援プログラムなどで地域活性化に取り組んでいますが、地方の産業構造の改革には時間がかかり、政策効果が表れていないのが現状であります。

よって、地域間格差はどのように広がっているのか、改革の痛みは国民生活にどのような影を落しているのか、政府の地域活性化策はどう展開されているのか、次の地方分権改革には何を必要としているのか。以下、参議院選挙であぶり出された地方の政治課題について、市長にお伺いします。

その 1 つ目は、今回の参議院選挙の結果をどのように捉え、反映されたさまざまな民意をどう読み取られましたか。

また、地方の疲弊に象徴される不満や将来への不安は地方の反乱と表現されておりますが、地方行政を担う市長として認識をお伺いします。

その 2 つ目は、地方の活性化には住民の創意工夫をいかして民間の活力を引き出すことが何より重要であります。国においてもことし 4 月からの第 2 期分権改革がスタートしました。地方が主役の国づくりを実現するには、自治の行政権、財政権、立法権を十分に具備した地方政府を確立する必要があるとしてい

ます。地方政府確立への地方分権と税源移譲について、市長の認識と対応についてお伺いします。

次に、大綱2点目は福祉行政についてお伺いします。

その1つ目は、障がい者自立について、障がいのある方が地域で安心して自立して生活できるサービスの基盤整備を目指し、どこでも誰でも必要なサービスを公平に利用できる障害者福祉施策をほぼ半世紀ぶりに抜本改革され、平成18年4月より施行されました障害者自立支援法、社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合に利用者負担が原則1割にして上限額を設定。その際政府、通所、在宅利用者及び障がい児に対しては上限額を2分の1に引き下げる措置を、平成20年度までに実施する概要、また無料であった食費も実費負担となりました。

一般に障害があるという理由で一般企業に勤めることが困難な人たちのために働く場を提供しているのが授産施設です。施設で働きながら一定の所得を得られるような仕組みを社会全体で作る必要があります。施設の努力だけでは工賃アップに限界があり、企業や行政がどう関わるのか、一体となって考えていくべきではないでしょうか。

そこで具体的に本市の障がい者の自立のための現状と対策についてお聞きします。

1つ、授産施設の工賃収入の現状について。2つ、地域産業界や行政の障がい者雇用の現状と雇用促進、工賃収入増加のための取り組みについて。3つ、授産施設の現状と課題及び今後の取り組みについてお伺いします。

その2つ目は、介護保険料と介護予防につ

いて、はじめに介護保険料についてお聞きします。

一昨年の税制改正で定率減税の段階的廃止、65歳以上のお年寄りに適用されてきた公的年金控除上乘せ廃止、老年者控除の廃止が決まって昨年から実施されてきました。

こうした中で、介護保険料は所得額をもとに算定されますので大きく変わったと思いますが、本市の実態とその対策についてお聞きします。

2点目に、介護予防についてであります、改正介護保険制度から1年余り、市町村が責任を持って実施する地域包括センターを拠点にした介護予防への取り組み状況はどのようになっているかお聞きします。

3点目に、介護大手コムスの不祥事は慢性的な人材不足など、介護保険制度が抱える構造的な問題をあぶり出しています。

この重大な不正で来年4月からコムスの全事業所の8割に相当する1,650余りの事業所が順次指定を取り消され、介護サービスが提供できなくなりました。本市におけるコムスの指定取り消しによる影響についてお聞きします。

4点目に、団塊の世代が65歳以上になる2014年度以降の要介護者は大幅に増えると予測されますが、本市の増加見通しはどのように考えているのか。

また、介護の担い手として働いている職員の実態は、離職率が04年度で20.2%と全産業の17.5%に比べ高水準。実労働時間も長く、年収は男性職員で約350万円、女性ホームヘルパーで約262万円と全労働者平均452万円を大きく下回っています。これは全国平均で

すから、本市にあってはまだ低いと思います。

介護事業者への報酬は保険料と税金による制度でまかなっている限り、別途財源が必要となってきます。また現在は施設介護から介護予防を目玉に居宅介護へ制度はシフトチェンジしていますが、その担い手不足は深刻です。

こうした状況の中で、本市としてこれまで関わってきた担い手対策や地域密着型の利用者側に立った介護の質の向上策について、どのように取り組んできたのかお聞きします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

はじめに、地方の活性化について先の参議院選挙についてであります。私としましてはさまざまな要因があったと思いますが、最終的に国民が生活実感を踏まえて判断したものと受け止めております。

次に、地方分権と税源移譲についてありますが、平成 16 年度からの三位一体改革については地方の自由度が高まる内容には至らず、くわえて自治体間の財政格差が拡大したものと認識しております。

本年、地方分権改革推進法が施行され、第 2 期地方分権改革がスタートしました。真の地方分権を進めるためには、国と地方の役割分担を見直し、地方の自由度を高めることが地方の活性化に寄与するものと考えております。

そのためには、偏在性の少ない税源による地方税の充実強化を含めた税源移譲とあわせ、地方交付税の総額確保、並びに財政調整機能などの見直しなどが極めて重要であると考え

ております。

現在政治の動きが緊迫化しておりますが、私たち地方にとって本当の意味での地域主権を進め、そして一人ひとりの暮らしを守ることが何よりも必要であると考えておりますので、今後も全国の自治体と一体となって地方の主張を継続してまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、障がい者の自立についてであります。工賃の平均収入につきましては、平成 18 年の実績で申し上げますと 2 カ所が通所授産施設でそれぞれ月額 3 万 4,306 円と 1 万 4,973 円。福祉工場は 1 カ所で 10 万 5,810 円となっております。なお、工賃については、仕事の内容や働く時間などにより支払額も異なっているところがございます。

次に、民間の障がい者の雇用実態であります。平成 18 年 11 月末現在での市内の障がい者雇用状況を就業者数と就業率で申し上げますと、身体障がい患者で 37 名 2.04%、知的障害者で 134 名 38.06%、精神障がい者で 5 名 4.03%、全体では 176 名 7.69%となっております。

また、市役所での障がい者雇用率は一般部局で 1.33%、教育委員会で 2.7%となっております。

雇用に関する取り組みにつきましては、平成 23 年度までに一般雇用が可能な方へは就労移行支援を、雇用が困難と思われる方には訓練を主とした就労継続支援など、雇用に関する事業の移行が予定されているほか、国においても工賃水準の引き上げを含めた福祉的就労に対する取り組みが計画されております。

今後はこれらと連動し、雇用に対する理解を民間事業者などへ求めるとともに、関係機関との連携を図りながら障害者雇用について支援してまいりたいと考えております。

次に、授産施設の現状についてであります。本市の授産施設は障がい者支援に関わる業者が限られ、現在2カ所で支援をしているのが実態であります。

今後は、福祉から雇用へと転換が図られる中、就労支援の推進を担う事業者との官民一体となった具体的な取り組みをどのように進めるかが課題であると考えております。

このような状況の中、国では都道府県単位で障がい者の職業生活を支援する上で重要な役割を持つ「障害者就業・生活支援センター」の設置を計画しており、今後このセンターの果たす役割も重要であることから、センター設置に向け関係機関と連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、障がい者に対する支援につきましては、サービス提供事業者や民間事業者などとの連携を図り、地域で安心して暮らせるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険料と介護予防についてであります。介護保険料につきましては平成17年度税制改正に伴い、平成17年1月1日現在、65歳以上の方で前年の合計所得が125万円以下のものに対する住民税の非課税措置が廃止されたところでありますが、このことによる介護保険料への影響は、平成18年度におきましては介護保険被保険者8,911人中13.6%の1,208人に保険料の負担増が生じ、1万0,800円増額となったものが482人、2万1,600円

が718人、3万2,400円が8人となっており、この急激な負担増を緩和するための対策として、増加分の約3分の2を減額する激変緩和措置を講じ、また平成19年度につきましては同様に3分の1の減額措置としたところでございます。

次に、昨年4月に設置しました地域包括支援センターでは、高齢者の方が住みなれた場所で尊厳のある暮らしが続けられるよう、各種の相談に対する支援を行うほか、虐待防止、権利擁護などさまざまな課題解決に向けて取り組みを行いました。

また、要支援1、2と判定されサービスを希望された方々に対しましては、介護予防サービス計画書を作成し、適切にサービスが提供されるよう、関係事業者等と連絡調整を図るとともに、計画の作成状況を評価するなどのケアマネジメント業務を行ってきたところでございます。

なお、8月末現在における要支援1、2の認定者数は486名で、うちケアマネジメントによりサービスを利用されている方は307名となっております。

次に、市内にコムスの事業所はございませんが、市内の介護保険対象者で市外のコムスを利用している方々は、居住系サービスの利用者が2名、在宅系サービスの利用者が2名で合計4名おられます。

問題が発生した以降、本人、家族及び事業者とは状況把握のため連絡を取っており、いずれの事業所においても利用者との関係は維持され、今後とも継続したサービスが提供される見込みとなっております。

次に、今後の要介護者の見込みと人材育成

についてであります。現在要介護認定者は約 1,500 人おり、第 3 期介護保険事業計画では今後 7 年間で約 150 名程度増加すると推計したところでございます。

また、介護の担い手対策と質の向上につきましては、美唄地域人材開発センターで毎年継続しているホームヘルパー養成講座に市として講師を派遣するなど、介護事業者が必要としている人材の養成に努めてきているところでございます。

質の高いサービスの提供に向けた人材の育成等は重要な課題と認識しており、今後も介護サービスの充実とあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後 3 時 4 8 分 延会